

「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」の策定について

スポーツ課・学びの改革支援課

1 移行の目的

- 地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- 教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る

<部活動を取り巻く背景>

- 活動形態：生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が困難
- 生徒・保護者：種目の選択肢の減少、専門性の高い指導が受けられない
- 教員：勤務時間外の指導・大会引率等、経験の無い競技の指導（約6割）による負担

2 目指す姿

学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

3 目指す活動

- 新たな地域クラブ活動の環境整備は、市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指す。
- まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動内容について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続可能な環境を構築していくことが望ましい。



<県の役割>

- 生徒数の減少等により単独での地域クラブ活動が困難な市町村について、近隣市町村との連携が速やかに進められるよう、助言、協力等により支援する。
- 新たな地域クラブ活動について、持続可能な環境を構築できるよう、指導者の確保に協力する。

4 県の方針

- 原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する。
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す。
- 平日はできるところから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する。

5 今年度の主な取組

- 国の実証事業を活用した市町村の取組の促進
10 地区 16 市町村で実施・・・南佐久 6 町村、飯島町、飯田市、松本市、塩尻市、麻績村、長野市、須坂市、千曲市・坂城町、飯山市
- 市町村教育委員会への支援
 - ・ 教育事務所単位で市町村教育委員会と懇談
 - ・ 県総括コーディネーターや指導主事が要請に応じて助言、説明会、指導者研修会等を支援
 - ・ 県総括コーディネーターを窓口とした相談対応
 - ・ 先進事例や協議会資料等、地域クラブ活動に関する情報をホームページで発信
 - ・ 市町村担当者会において、国や県からの情報を伝達し、市町村間で情報交換
 - ・ 県・市町村総括コーディネーター会議において、進捗状況や業務内容等を共有
- 「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」（県の協議会）の開催
地域クラブ活動のあり方や移行の進め方等について議論（3回）
- 各種調査の実施
 - ・ 地域クラブ活動への移行に係る児童・生徒とその保護者、教員への意識調査
 - ・ 市町村の進捗状況に係る実態調査

6 今年度の取組から得た主な課題

- ・ 市町村の枠を超えた広域連携の方法（運営団体の選定等）が難しい
- ・ 指導者の確保が難しい
- ・ 地域や保護者等の理解が進んでいない
- ・ 指導者謝金や生徒の移動手段等に係る財源の確保をどうするか

7 今後の取組の方向性

年度	県の取組
令和5年度	○ 「中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」、「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」の策定
令和6年度	○ コーディネーターを拡充し、複数市町村の連携（広域連携）による新たな地域クラブの設立に向けた支援を強化 ○ 地域等への理解促進のための啓発活動の実施（リーフレットの配布、ホームページ等） ○ 指導者確保に向けた支援の取組（指導者リストの作成 ～ 地域クラブとのマッチング。関係団体、企業、大学等との連携体制の検討、協力） ○ 国の実証事業の成果と課題の普及。実証事業（～令和7年度）の終了を見据えた、新たな地域クラブ活動の運営等に係る課題への対応の検討 ※市町村の取組：国の実証事業を活用した新たな地域クラブ活動への移行の実践（41 市町村が実施予定）
令和7年度	○ 地域クラブ活動への移行状況等についての調査・検証
令和8年度	○ 平日の部活動に係る地域クラブ活動への移行方針の提示（予定）

策定のポイント

- ◎国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校部活動や地域クラブ活動の在り方を提示
- 「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校文化活動方針」を統合し、「新たな地域クラブ活動」についても考え方を提示

I 指針の趣旨 地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備を推進。地域クラブ活動においても、スチューデントファーストの考え方を継承

II 学校部活動について ※原則としてこれまでの考え方を踏襲

1 適切な運営のための体制整備

- ・活動方針の策定と公表。部活動指導員や外部指導者の活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶

3 適切な休養日と活動時間等

- ・原則朝部活は行わない。平日1日、休日1日の休養日の設置。平日2時間、休日3時間程度の活動時間。学校部活動と地域クラブ活動の活動時間の把握

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・性別や障がいの有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動環境の整備

5 学校部活動の地域との連携

- ・休日、平日ともに地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動と学校部活動が連携して活動する日を増やす

6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会

- ・学校部活動の在り方のみならず、地域において実施されている社会体育・文化活動との連携、現状や課題についても共有

7 大会の在り方の見直し

- ・複数合同チームの大会参加、学校と連携した地域のスポーツ・文化芸術クラブなどの参加資格の在り方、大会規模や日程等の運営の在り方を見直す

8 学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行 ※今回追記

- ・「子どもたちが生涯にわたって、スポーツ・文化芸術に親しめる環境の構築」、「教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上」を目的に新たな地域クラブ活動に移行
- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行。国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
- 平日はできるところから進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施
- ・県教育委員会は令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

Ⅲ 学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について

Ⅳ 新たな地域クラブ活動について ※今回追記

1 新たな地域クラブ活動の在り方

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、新たな地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 参加者…学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器などが苦手な生徒、障がいのある生徒など希望する全ての生徒が対象
- (2) 運営団体・実施主体…地域のスポーツ・文化芸術団体と連携し環境整備を推進。ガバナンスコードに準拠した運営
- (3) 指導者…専門性や資質・能力を有する指導者の確保や研修等による指導者の育成。様々な団体や教員の兼職兼業による指導者の確保
- (4) 活動内容…体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動等生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保
- (5) 適切な休養日等の設定…休養日や活動時間については、学校部活動に準じて設定。新たな地域クラブの休日の活動については柔軟な対応を想定
- (6) 活動場所…地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校、廃校施設等の活用も検討
- (7) 会費の適切な設定と保護者等負担の軽減…低廉な会費の設定に努める。送迎支援や困窮家庭への支援を研究
- (8) 保険の加入…傷害保険の他、賠償保険の加入を義務付け、スポーツ・文化法人責任保険への加入を検討

3 学校との連携

- ・学校部活動の教育的意義や役割の継承。スケジュールの共有。生徒や保護者に対して、新たな地域クラブ活動を周知

Ⅴ 取組の状況の把握と指針の見直し

- ・学校部活動や新たな地域クラブ活動の取組状況や実態を把握するとともに、今後の移行状況等を勘案し、見直しを行う

【参考】成長期にある中学生のスポーツ活動を実施する上で留意すべき視点

策定の目的

- ◎ 市町村は、本ガイドラインをもとに、推進計画等を作成し、地域クラブ活動の環境整備を進める
- 地域クラブ活動への移行の手順や留意事項を提示

はじめに

- (1) 本県における学校部活動の現状と課題 ⇒ 生徒数の減少、合同チームの増加、部活の統廃合、運動部活度加入率の低下、顧問の競技経験、教員の勤務時間調査などから現状の学校部活動の維持は困難
- (2) 本ガイドライン策定の目的 ⇒ 新指針を踏まえ、新たな地域クラブへの移行・地域連携推進の具体的方策を示す

新たな地域クラブ活動の環境整備

1 本県が目指す地域クラブ

(1) 地域クラブ活動に求められるもの

【目指す姿】

「学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目・内容の選択肢が増え、県内すべての生徒が、それぞれのニーズに合った活動を安定的に行うことができる」

【目的】

- 地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ環境を構築する
 - 教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る
- (2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）
 - 基本的に新たな地域クラブ活動の環境整備は市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指す
 - まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続可能な環境を構築していくことが望ましい
 - 県は、環境整備が速やかに進められるよう、生徒数の減少等により単独での地域クラブ活動が困難な市町村について、近隣市町村との連携が速やかに進められるよう、助言、協力等により支援。また、新たな地域クラブ活動について、持続可能な環境を構築できるよう、指導者の確保に協力する

2 運営団体の選定・設立までの手順と留意事項

協議会の準備、協議会の設置、ニーズ・課題の把握、推進計画等の作成、情報発信、運営団体の選定・設立、実施主体の決定、直ちに体制を整備することが困難な場合

3 運営団体・実施主体の運営と留意事項

(1) 適切な運営体制の構築

運営方針等の決定、活動のマネジメント、参加者のマネジメント、指導者のマネジメント、健全な運営管理のためのガバナンスコードの策定・公表、活動の周知に係る広報活動、地域・学校・関係団体等との連携

(2) 適切な指導体制の構築

指導者に求められる資質、指導者の質の担保、適切な指導の実施、指導者の量の確保、教員等の兼職兼業

4 新たな地域クラブ活動の推進スケジュール

- 原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を地域クラブ活動に移行。国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
- 平日はできるところから進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施
- 県教育委員会は令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

■ おわりに

資料

- 1 移行取組・進度の目安となる項目（段階別）一覧表
- 2 学校部活動から地域クラブ活動への移行に係るQ & A

「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」(案)「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」(案)への市町村、学校、委員からのご意見について

スポーツ課・学びの改革支援課

1 募集期間

1回目

市町村教育委員会等 令和5年11月10日(金)から11月30日(木)まで
公立小中学校、特別支援学校 令和5年11月29日(水)から12月15日まで

2回目

市町村教育委員会、公立小中学校、県立特別支援学校
令和6年2月20日(火)から3月8日(金)まで

2 ご意見の状況

指針へのご意見

項目	件数
指針全体	6
I 指針の趣旨	6
II 学校部活動について	33
III 学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について	0
IV 新たな地域クラブ活動について	16
V 取組状況の把握と指針の見直し	1
参考	0
合計	62

ガイドラインへのご意見

項目	件数
ガイドライン全体	14
○ はじめに	3
I 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針の概要	3
II 新たな地域クラブ活動の環境整備	26
○ おわりに	1
資料	1
合計	48

3 ご意見への対応(案)

別紙のとおり

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（案）への市町村、学校、委員からご意見等と対応（1回目）

番号	項目	ご意見・ご質問等の概要	対応案
1	指針の趣旨	小学校の課外活動についても記載してほしい。	追記しました。
2		この指針は、いつからいつまでの指針なのか、明記してほしい。 休日の部活動が地域移行されれば、休養日の活動はなくなり、大会参加は中体連主催のみとなれば、そのことがわかるように記載したらどうか。	今後の学校部活動の地域クラブ活動への移行の状況等を踏まえ、見直しを行います。時期は未定です。なお、P17に移行が完了するまでの間は休日に県中体連主催の大会に参加することが考えられる旨追記しました。
3	適正な運営のための体制整備	校長は、教員だけではなく、部活指導員や外部指導者など…確保していくことを基本とし…。部活指導員は、予算もあるため校長だけで確保することはできません。「教師だけでなく……基本とし」まではカットしてもいいか。	「指導者の確保に努め」に修正しました。
4	合理的かつ効率的効果的な活動の推進のための取組	実際にその競技をしたことがない顧問、自分が運動経験がない顧問にアのような指導を行うことを求めることは可能でしょうか。「短時間で効果が得られる指導」はハードルが高いと感じます。	休養を適切に取りつつ、短時間で効率的に活動することは全ての生徒に必要なことであり、現在の指針と同様に記載することとします。
5	学校部活動について	朝の部活動について、ある地区では秋冬期間や大会前に多くの部が活動しています。「原則」の2文字をなくしてはいかがか。	放課後の練習時間が確保できない場合もあるため、原則の前に「大会等の前であっても」と追記します。
6	適切な休養日と活動時間等	【質問】例えば、「土日と2日間練習した場合は、学校部活動の平日の休養日を1日増やして2日間とする」というようなことなのでしょうか？原文についての具体例は必要ないのか？または、具体例を示すことによって、平日の部活動を調整すればいいから、土日練習するぞというクラブが増えてしまうのか？	市町村担当者会や校長会等で説明していきます。
7	適切な休養日と活動時間等	「学校部活動が終了するまでの間は」→「学校部活動が終了」と、ここまではっきり書いてよいかどうか…。実際にはそうかもしれませんが。	学校部活動が終了するまでの間は、学校部活動と地域クラブ活動の両方で活動するケースがあること、また、地域クラブ活動では、複数の地域クラブで活動するケースがあることから「当面」に修正しました。また、地域クラブ活動の前に「今後」を追記しました。

8	学校部活動について	大会等の在り方の見直し	県中体連や県の文化活動に関わる組織が、学校の運動部が参加する大会等の全体像を把握し、大会等の在り方の検討を主催者に要請することができるのか。	県中体連は他団体が主催する大会等について、主催者に大会の在り方についての検討を要請することは困難であるため、削除しました。
9		大会等の在り方の見直し	大会参加の方向を、市町村や校長に任せていくことは難しい。県または広域で検討されることがよい。 【要望】生徒や保護者、地域の思いを受け止める段階を大事にしてほしい。	生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会に参加する側として、目的に合った大会等を精査する必要があると考えます。
10		大会等の在り方の見直し	県教育委員会（または担当部署）及び市町村教育委員会（または担当部署）として、どこが担当なのかがわかる表記にした方がわかりやすいと思う。	施設管理や大会支援など複数の部署にわたる内容であり、また市町村により所管部署も異なることから、詳細な表記は難しいものと考えます。
11	新たな地域クラブ活動への移行	学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行	原則でない場合の想定は？ 国の7年度末を、1年遅らせて8年度として理由をさらに明記したい。	移行を進めていく中で極めて困難な状況が生じた場合などを想定しています。また、8年度末を目途とする理由を追記しました。
12		学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行	大きい項目に格上げして、「II.学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行」としたほうが腑に落ちるのではないかと思います。	学校部活動を地域クラブ活動に移行することから、IIの中で移行について説明し、IVに新たな地域クラブ活動について記載しています。
13	新たな地域クラブ活動について	新たな地域クラブ活動の在り方	実施主体が民間に代わると学校部活動の教育的意義がある程度は後退すると思います。民間クラブや指導者がそれを理解し、継承・発展させていくのはおそらく難しいです。新しい取組によって、地域社会との新たな繋がり・探求心の醸成・視野の広がり等々新しい付加価値も期待できますので、後退するものも容認しつつ、総体として子どもたちの成長にとってプラスになるもの目指す、という考え方が良いと思います。	学校部活動の持つ教育的意義は、スポーツ・文化芸術活動を通じて子どもたちが成長できるという点において、地域クラブ活動に継承できると考えるため、「継承」の文言は残しました。
14		新たな地域クラブ活動の在り方	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	指針に則り、参加予定大会の日程等の把握、毎月の活動計画の作成等、業務が多岐にわたり煩雑である。これだけの業務を担い、公表、継続して事業を実施していくにはハードルが高い。

15	新たな地域クラブ活動について	適切な運営や効果的・効果的な活動の推進	大きくは「II 学校部活動について」に準じていくことが望ましいと考えますが、「生徒の志向や体力等の状況に応じ」と表記されていることから、全てを画一的に制限するのではなく、実情に即した対応が必要である。	新たな地域クラブ活動では、いわゆる「ゆる部活」のような活動も想定していることから、「生徒の志向や体力等の状況に応じ」と記載しています。なお、休養日は生徒の心身の成長に配慮して設定すべきであることは、新たな地域クラブ活動においても部活動と同様であることから、この指針の順守をお願いします。
16			・土日を中心に活動している地域クラブが増えていくことを考えると方向性はよい。『柔軟な対応を想定します』という表現はイメージがつかみにくいと思うので、例示するなどの補足が必要ではないか。	例示を追記しました。
17			休日の部活動の完全地域移行のスケジュールにもかかわって、指導者への手当について、現在は休日の部活動手当を県からいただいておりますが、いつまで支給されるのかを示していただきたい。（その時期により地域移行をするタイミングが決定され、財源の確保を段階的に進める必要があるため）	国からも示されていないため、支給の期限を示すことはできません。
18	取組状況の把握と指針の見直し		活動指針やガイドラインは更新していく必要がある。	Vで見直しについて記載しています。
19	全体		【要望】 高校の部活動の地域移行については、どのように進んでいくのか？高校の施設の活用等についても話題が上がっている。また、地域の団体の方からも、中学生だけでなく、高校生の地域の社会教育活動への参加を望む声も上がっているため、高校の動きと連携しながら取組を進めたい。	この活動指針は、中学生期のものであるため、高等学校の地域クラブ活動への移行については、記載しません。なお、考え方については、市町村担当者会や校長会で説明していきます。
20			【質問】 飯田下伊那地域については、広域的な取組である「エンジョイ・スクエア」について、南信教育事務所飯田事務所の職員に非常に精力的に動いて頂いている。こうした県職員の方による関わりは、組織改編後も継続できるのか	県教育委員会と知事部局が連携しながら、引き続き地域クラブ活動への移行支援を行ってまいります。
21			継続的・安定的に地域クラブ活動を運営するには、経済的な基盤の安定が必要である。また、参加生徒の負担を軽減するためには、国・県等の補助金は必須である。市町村施設の利用に留まらず、公用車の利用等の利便性が図られるとよいのではないかと。	こうした内容は課題が多いため、現時点でこの指針で示すことは難しいと考えます。

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（案）への市町村、学校、委員からのご意見等と対応（2回目）

番号	項目	ご意見・ご質問等の概要	対応案
1	指針の趣旨	<p>小学校の課外活動を含めた事業にしてほしい。 （例：活動指導員の謝金は小学校の活動にも適用など）</p>	<p>本指針は、中学生期のスポーツ・文化芸術活動について示したものでありますが、小学校課外活動についても準ずるものとしていくところであります。 地域クラブへの移行においても、地域の実情に合わせて適切に判断されて、参加範囲や謝金の支払い等について定められるものと承知しているところです。</p>
2		<p>P3の本指針の適用にも書かれているように、「多くの小学校で行われている本県の実情を踏まえ、本指針に準ずる」ならば、「小」を入れないと、中学生期のみ視点に移り、多くの県民に誤解を与える。代案「長野県小・中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(案)」</p>	<p>小学校課外活動が多く小学校で盛んに行われている本県の実情については、承知しているところ。小学校課外活動においても休養日、活動時間、大会等の在り方などについて適切な運営がされるべきであると認識。 今回の活動指針は、公立中学校の運動部活動及び文化部活動について示したものであるが、小学校の課外活動について、「本指針に準じる」と記載。小学校の課外活動の適切な運営が行われるよう、本指針の趣旨の周知に努めてまいります。</p>
3		<p>◇学校業務だが、必ずしも【教師が担う必要のない】業務として挙げられているが、小学校の課外活動については、学習指導要領に位置付けられていない、課外の活動なので、「学校以外が担うべき業務」のあたることから、その事も明記する必要がある。</p>	<p>小学校課外活動については、各学校の判断において、地域の実情等に合わせ、実施されているものと承知しているところです。本指針としては明記しません。</p>
4		<p>小学校の課外活動については、学習指導要領に位置付けられておらず、指導者(顧問)の委嘱、命令ができない点。このことから、責任の所在が明らかになっておらず、児童に何らかの不測の事態が起こった場合、自己責任となるだけではなく、その責任を指導者(顧問)が負う事になる可能性がある点。備品の購入や備品の修繕において学校修繕費が使用できない点などを「2本方針の適用」の部分に別項目を作って、現在の小学校課外活動についての課題点を明記し、中学校の地域移行化と同等それ以上に速やかな地域移行が求められる点を周知する必要がある。県下の自治体によっては、中学校の地域移行を進め、その後、小学校の課外活動の地域移行と誤解している自治体や、その後検討するという自治体がある。そのような「準ずる」の誤解がないように、別項目を作り、中学校よりも生徒や教師が危険な状態である小学校の課外活動について県の指針を示すことで、県民全体にとって不公平感なく進めることができる。</p>	<p>小学校課外活動については、ご指摘いただいたように、学習指導要領に位置付けられていないことから、各学校の判断において、地域の実情等に合わせ、実施されているものと承知しているところです。しかしながら、多くの学校で実施されている状況に鑑み、本指針においては、小学校段階の課外活動について、「本指針の適用」を3ページに示し、準ずることとして、明記したところです。 小学校の課外活動の適切な運営に係り、本指針を参考として実施されるよう、周知に努めてまいります。</p>

5	学校 部活 動に つい て	適切 な運 営の ため の体 制整 備	「単独での指導や引率が原則」に続け、「小学校の課外活動では、学習指導要領に位置付けられていない活動の為、学校長の管理下ではなく、学校職員に課外活動の指導員を委嘱、命令をすることはできない。	各校において、適切に判断され、実施されているものと承知しているところ。本指針としては明記しません。
6			「小学校の課外活動では、学習指導要領に位置付けられていない活動の為、学校長の管理下ではなく、学校職員に課外活動の指導員を委嘱、命令をすることはできない。	各学校において、実情に合わせ、適切に判断がされているものと承知しているところ。本指針においては記述しません。
7			「設置する学校に関わる学校部活動、課外活動の方針」に変更	小学校課外活動については、ご指摘いただいたように、学習指導要領に位置付けられていないことから、各学校の判断において判断され、実施されているものと承知しているところ。しかしながら、多くの学校で実施されている状況に鑑み、本指針においては、小学校段階の課外活動について、「本指針の適用」を3ページに示し、準ずることとして、明記したところ。本指針としては明記しません。
8			主語は、「市町村教育委員会及び学校」ということでよいか。	良いです。
9			本人は、「教員」ということでよいか。	良いです。
10			「小学校の課外活動では、学習指導要領に位置付けられていない活動の為、その責任の所在は明確でない為、保険などへの加入を推奨する」を追加	各校において、適切に判断され、実施されているものと承知しているところ。本指針としては明記しません。
11			合理的かつ効果的・効果的な活動の推進のための取組	顧問は、他の表現と揃え「部活動顧問」でも良い。
12			主語が先を読み進めないと分からないため、「市町村教育委員会や校長が」を文頭にもってくると分かりやすい。	そのように表記を修正しました。
13		適切な休養日と活動時間等	主語と述語の関係から、「長期休業中は、…ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。」と捉えられる可能性があります。このような解釈でよいか。	良いです。

14	学校部活動について	適切な休養日と活動時間等	小学校の課外活動の多くは、朝行われている実態を把握し、中学校同様、朝の活動について、県教育委員会がどのように考えているかを明記した方がよいのではないか。	小学校課外活動については、各学校の判断において、地域の実情等に合わせ、実施されているものと承知しているところです。本指針としては明記しません。
15			「学校部活動や新たな地域クラブ活動の指導者は、…」とありますが、これまでの表記と統一するために、「部活動顧問や新たな地域クラブ活動の指導者は、…」としてもよい。	そのように表記を修正しました。
16			「…、生徒の意思を…」とありますが、「…、生徒の〇〇の意思を…」のように意思が何かを明確にするとわかりやすい。	生徒の意思には、活動の内容や各種大会等への参加、将来的な展望や生き方等様々なものが含まれるため、内容を限定せず示しています。
17		生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	指導者等が無く生徒も減少するなか、スポーツ等の活動の機会が損なわれないように拠点校による合同部活を当面の間、推進しますとなっているが、自村にて指導者等の問題や移動手段に1時間かかる等、部活動の移行が困難な場合は、拠点校方式や合同部活等での対応でもよいのか。	直ちに地域クラブ活動への移行が難しい場合、当面は拠点校部活動や合同部活動などの地域連携により生徒の活動機会を保障することが考えられます。
18		学校部活動の地域との連携	5イにあるように学校種を超えて高校との合同練習などを視野に入れた、連携を深めるのであれば、県教委も高等学校の施設の開放を推進すべき。	合同練習を行う場合、どちらかの施設で実施することを想定しており、そうした場合は高等学校の施設も使用が可能であると考えます。
19		スポーツ・文化芸術活動運営委員会	「市町村教育委員会は、…」とありますが、この段落に記載されている内容や地域クラブ活動の移行との関連から、首長部局の関係課が大きな役割を担うことが考えられる。	市町村教育委員会等という表記に修正しました。
20			「…、スポーツ・文化芸術活動運営委員会を各中学区に設置します。…」とあります。中学校「区」という表現は、各中学校に1つのこの委員会を設置する、という解釈でよいか。必ず、各中学校区に設置する必要があるのか？	地域によっては、必ずしも中学校区に設置されていないため、中学校区という表記は削除しました。
21		この委員会の持ち方については新たに周知されるのか。現在行われている「スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」の扱いはどのようになるのか。	学校部活動が行われている間はこれまで通りの実施し、地域のスポーツ・文化芸術活動についても協議していただきたいと考えます。	

22	学校部活動について	スポーツ・文化芸術活動運営委員会	※9に「生徒の活動状況や、顧問の指導内容についての評価」とあります。約6割の教員が、自身の専門ではない種目を担当しているとする県調査があり、この状況で「評価」することを県が求めていると捉えられることが懸念される。	評価という表記を削除しました。
23		※9「部活動指導員や外部指導者の活用及び…」とあります。今後、休日そして平日と部活動が地域クラブ活動へ移行すると、この点を検討する必要性が疑問視される。	学校部活動が行われている間は、協議する必要があると考えます。	
24		「大会等の在り方の見直し」⇒「大会、コンクール等の在り方の見直し」とし、合唱や吹奏楽のコンクールについても明記した方がよいのではないか。	「大会等」の「等」にコンクールも含まれているため、変更しません。	
25		「市町村教育委員会は、…大会等や地域の行事等の在り方を主催者に要請するとともに、…」とあります。全県規模で年間単位で実施される大会（陸上競技など）があり、市町村教育委員会だけでは要請できない現状がある。	主催者への要請が難しい大規模な大会もあると承知していますので、市町村単位で行われる大会等や地域の行事等について要請していただきたいと考えています。	
26		「市町村教育委員会は、…、各学校の部活動が参加する大会等の数の目安等について検討します」とあります。市町村格差が生じることが懸念されます。基準となるデータ等はあるか。	生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、各市町村や学校において検討をお願いします。	
27	今後、平日部活動についても中学校から外していく場合に、「中体連」については廃止していくのか。保護者にとっては、大会については「中体連」が主催で行っている認識があり、地域移行しても「部活動の大会」と勘違いする保護者へ説明が難しい。	中体連が主催する大会の在り方については、日本中体連の在り方検討委員会で検討されていると承知しています。		
28	新たな地域クラブ活動について	学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行	「平日はできるところから移行を進め、…」とありますが、主語を明記すると理解が進む。	地域クラブ活動への移行を行う主体は市町村となります。表記については、国のガイドラインに準じています。
29	新たな地域クラブ活動の在り方	なぜ新たに整備する必要があるのか。 既存の団体がそうした役割を担うことがダメな理由は？	既存の団体も新たな地域クラブ活動となり得ます。	

30	新たな地域クラブ活動の在り方	新たな地域クラブの整備にあたり、小学生にもスポーツ・文化芸術活動を行える環境が更に整うことを望みます。一方で、中学から始める生徒がすでに経験のある生徒と一緒に安心して活動できるような配慮や相互理解も大切にしてほしい。	まずは、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保を進めますが、将来的には地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術環境となることを目指します。	
31		新たな地域クラブ活動についてとあるが、既存の活動に中学生が参画していくことは考えているのか？	例えば、スポーツ少年団などが小学生を対象に行っている活動に中学生が加わることは想定しています。	
32		適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	市町村が、この協議会を開催する際、今後、開催に向けた説明等あるのか。	協議会はそれぞれの市町村のにおいて開催されるものです。地域が目指すスポーツ・文化芸術環境や地域クラブ活動への移行の方法等について検討します。
33		新たな地域クラブ活動の推進	17pの【地域スポーツ団体等】には市町村は関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の…とあるが、その下の【地域文化芸術団体等】には「新たな」という文言が無く地域クラブ活動のとなっている。	地域文化クラブ活動においても、「新たな地域クラブ活動」と記載しました。
34		新たな地域クラブ活動の推進	「県及び市町村は、…からなる協議会において、…」とあります。これは、県の主催のもと開催される協議会という解釈か。それとも、県と市町村は、それぞれに協議会を、県の指示のもと開催するということか。	県は、「長野県スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」を開催し、移行に向けた進め方や地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方等について協議しています。市町村は、地域が目指すスポーツ・文化芸術環境や地域クラブ活動の移行の方法等について検討する協議会を設置します。
35		適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	【地域スポーツクラブ活動】と【地域文化クラブ活動】とあります。これは、「新たな地域クラブ活動」を2つの側面から分類していると捉えてよいか。この段落は、いわゆる一般的なクラブについては言及していない、という解釈でよいか。	スポーツ活動と文化活動では活動内容や受け皿となる団体が異なる場合があるため、分けて表記しています。新たな地域クラブ活動となり得るすべての運営団体・実施主体を想定しています。
36		適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	いくつかの文面で主語が抜けているように思う。そのため「自ら」という表現など、推測はできてもわかりづらい印象を受ける。	地域スポーツクラブ活動、地域文化クラブ活動をそれぞれの「自ら」の前に、主語を追記しました。
37	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	公共交通の利用がし易い場所と難しい場所があると思うので、公共交通機関との連携が難しい地域には、スクールバスや巡回バスなどの利用ができるように検討し、保護者の送り迎えのみに頼らなくていいようにしたい。	生徒の移動手段については、保護者の負担が軽減されるよう先進事例や実証事業を検証します。	

38	新たな地域クラブ活動について	学校との連携等	「2(2)②のイにより、…」とあります。関連する文面から、新たな地域クラブ活動と学校部活動というミクロな関係を、協議会というマクロな関係で議論することも捉えられますが、このような解釈でよいか。	協議会では、生徒のスポーツ・文化芸術活動全般について事例等の情報を共有していただき、個別の情報については、指導者間で行っていただくよう考えています。
39	全体		サッカーとバスケットボールを行いたいという本人・保護者の希望は尊重されていくということか。学校の現状では1人1部活動所属が原則ですが、上記の学習塾の例を基にすると今後の移行では、やりたい人が希望通りにできることが望ましいと考える。	地域クラブ活動では、複数の活動を行うことも想定しています。
40			土日から進めて（国の方針であるので）ということですが、そうすると平日は部活動が存在するので指導が難しくなることが予想される。休日・平日共にでないとうまく進められないのではないか。 活動の過熱を恐れるあまり、クラブ運営に条件を付けすぎるとクラブの設立が思いのほか進まないことがある。入部はあくまで本人と保護者が決めること。学習塾が通室している子が学力が付きすぎること、他の塾と足並みを揃えるという理由で通室の回数を制限するのはないのと同じように考えるべきではないか。	新たな地域クラブ活動と学校部活動では、組織や指導者が異なるため、新たな地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、地域文化クラブ活動への移行を進めていただくようお願いしています。また、中学生期には、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ習慣を身に付け、心身ともに健やかにバランスよく成長することが重要であるため、地域において実施されている既存のクラブ活動や民間のクラブ活動においても、指針を踏まえ、適切で効果的な活動となるよう取組をお願いしています。
41			中学校部活動の地域移行に伴い、同一地域で行われている、小学校の同一課外活動では、小学生も参加することができることを許容し、児童、生徒が継続した指導が受けられるように配慮する。	まずは、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保を進めますが、将来的には児童を含めた地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術環境となることを目指します。

長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（案）への市町村、学校、委員からのご意見等と対応（1回目）

番号	項目		ご意見・ご質問等の概要	対応案
1	○はじめに	学校部活動の現状と課題	・クラブチーム（サッカー、野球、ダンス、卓球、水泳、陸上等）へ加入する生徒が増えているのも、学校の部活動への加入率低下の原因であると考えられます。	体力・運動能力、運動習慣等の調査により、昨年度に比べクラブチームへの参加率が増加していることが公表されたため、理由を追記しました。
2		ガイドライン策定の目的	【質問】各市町村において、推進計画の策定とあるが、どの程度のもを想定しているか？義務的なものか？記載が必須な事項等があるか？策定の期限はあるか？	「推進計画」自体の策定は義務的ではありませんが、市町村にあっては、県のガイドラインを踏まえ、地域の実情に合った「方針等」を示すことを想定しています（国のガイドライン24-25頁参照）。市町村の裁量を広げられるよう「推進計画等」に修正しました。
3	長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針の概要		【質問】学校部活動の欄3行目に「大会等の在り方の見直し」を推進するとあるが、県として関係団体へどのように働きかけをしており、どこまで話が進んでいるのか？	「大会の在り方の見直し」については、指針Ⅱ7に記載しています。
4	の概要		【質問】「移行のスケジュール」の欄に平日についても記載があるが、平日の移行に向けてどのような協議がされているか？	「移行のスケジュール」については、指針Ⅱ8(2)に記載しています。
5			既存の地域クラブには適用しないという解釈でよいでしょうか。新たな地域クラブ活動と既存の地域クラブ活動の相違がこの時点では不明であるような印象を受けました。	P5欄外に 新たな地域クラブ活動の考え方について追記しました。
6	新たな地域クラブ活動の環境整備	本県が目指す新たな地域クラブ	これらの見出しに、小学生の意見、中学生の意見など、意見とわかる標記がよいように感じました。	図8は小中学生等の意見等を参考に、県として目指すべき地域クラブの姿を示したものです。こうした意見等を参考としていることは、見出しの下に記載しています。
7			①②”スポーツ”だけなのか？文化も文言に入れるべき。	「文化芸術活動」を追記しました。
8			【質問】”対象が中学生”とあるが、P5「ガイドラインの策定目的」、P7「図8：目指す姿」からは、「生涯にわたって」「社会性」といったワードがあり、中学生のみを対象としたクラブではないのではないか。	学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めるため、まずは中学生のスポーツ・文化芸術環境の整備を行います。このことが将来的には、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備につながることを想定しています。

9	新たな地域クラブ活動の環境整備	本県が目指す新たな地域クラブ	画像貼り付けや横拡大などで見えづらい箇所があるように思います。1頁使って表現するなど拡大していただくとよりわかりやすいように思います。	1頁を使用して表示することも検討しましたが、全体とのバランスや文章との関連性（理解しやすさ）の観点から、関連解説に近い箇所に配置し、画像を拡大するなどして、できるだけ鮮明にしました。
10			「現在行っている部活動の選択肢を保証し」→「原則として保障し」ぐらいのニュアンスの方がよいのでしょうか。	「保障を目指し」という表記に修正しました。
11		運営団体選定・設立までの手順と留意事項	移行よりも、地域クラブ活動立ち上げの手順の方がすっきりするのではないかと。また、この（3）の内容がとても重要なので、项目的に記載するよりも、どんな手順で、どんな方法で進めていくかがわかるように記載されるとイメージがわくと思います。図表等入れて、見てわかる感じの表記にしてほしい。	11 2を「運営団体選定・設立までの手順と留意事項」に修正しました。資料には手順に係る表を記載しています。
12			①「コミュニティスクール」は『学校運営協議会を設置した学校』の意味なので、学校と同意議では？入れるとしたら「学校運営協議会」では？ ②協議会の輪の中に「文化・芸術団体」を入れた方が良い。	「学校運営協議会」に修正し、「文化芸術団体」を追記しました。
13			新たなスポーツ・文化芸術環境と新たな地域クラブという表現があり、同一なのか、異なるものであるのかがすぐにはわからない印象を受けました。	用語を整理しました。
14			国は、これらを担う人材を「コーディネーター」として位置付けてきたと思うが、県では事務局と称している。関係機関及びクラブ内の中核として調整役を担うことから、「コーディネーター」という表記がよいのではないかと。	「コーディネーター」と「事務局員」を分け、それぞれの役割について記載しました。
15			「望ましい」とまで言うか？自治体によっては望ましくないケースもあるのではないかと。（小規模自治体等）	保険への加入条件や社会的信用性等の観点から、望ましいと考えています。
16			活動回数、活動時間決定については、慎重に対応したい。既存団体であれば、環境が整っているため回数や時間がむやみに増えないように対応することが必要。新規団体であれば、活動が機能するように回数を定めることが必要に感じます。	指針で、地域クラブ活動においても、効率的・効果的な活動や適切な休養日等の設定のもと活動するよう明示しました。

17	新たな地域クラブ活動の環境整備	運営団体・実施主体の運営と留意事項	「加入を義務付ける」まで言い切るか？「加入することを基準とします」が良いのでは？	第三者への賠償責任が生じる場合もあるため、指導者・参加者ともに保険への加入を義務付けることとしています。
18			・指導者を管理・監督する機関が必要であると思います。指導者に問題が発生した場合、保護者から学校が相談を受けることがあっても、指導者への指導は県及び市町村の協議会に行っていただきたいと思います。また、指導者の任用についても、責任のある立場（市町村、協議会等）で行うことが望ましいと思います。 ・また、解任された場合の新たな人材の配置もお願いしたい。	指導者の任用（解任）について、II 3 (1)④アに記載しました。また、指導者に問題となる行動が見られた場合の対応について、II 3 (2)②イに記載しました。
19			「適切な指導体制の構築」で、指導者への報酬についても具体的に明記する必要がある。特に教員が兼職兼業を行う場合の報酬はどのような扱いになるのか。また、「財源の確保」についても具体的に明記してほしい。	兼職兼業の教員を含む指導者報酬は、運営団体が地域クラブ活動への参加者や指導者の数、活動内容等を考慮し決定します。県では、国の改革推進期間中は、実証事業など国の委託事業の実施を検討するよう助言しています。
20			あえて著作権に触れる必要があるか？	研修の内容について著作権だけを取り出して記載する必要はないと考え、削除しました。
21			【質問】教員等による研修を実施するイメージなのでしょうか。	研修会等も考えられますが、スポーツ・文化芸術活動運営委員会等、学校職員とのコミュニケーションの中で顧問や養護教諭から情報を収集することも想定しています。
22			【質問】県全体でリストを作成するとしたら、どのように活用するのか？その際の情報提供はどのように行っていくのか？（連絡先等の個人情報等の取扱いにも配慮が必要）	来年度の事業についての説明の中で触れます。
23			【質問】教員は勤務校でも兼職兼業ができるのか？	可能です。

24	新たな地域クラブ活動の環境整備	運営団体・実施主体の運営と留意事項	・兼職兼業を行うことでの職員への負担。一方、兼職兼業をすることで本務への意識低下の両面が心配される。本人が指導者を望んでも、心身への負担は否めません。本来の職務への影響はあると思いますので、人材確保は難しいとは思いますが、兼業は不可にしていきたい。完全に切り離さなければ、教職員の働き方改革にはならないと思います。	希望により地域クラブ活動で指導することは、その人の生き方に関わる権利であり、その権利を奪うことはできません。職務への大きな影響が懸念される場合は、校長又は服務監督教育委員会の判断において、兼職兼業を許可しないことができます。
25			教員等を指導者として雇用する際、異動などがあった場合の対応を明記する必要があると思います。（勤務している学校にかかわらず…ということであればそのことを明記）	指針及び本ガイドラインに、「居住地において指導することが望ましいと考えます。」と追記しました。
26		新たな地域クラブ活動の推進スケジュール	休日の部活動の移行が令和8年度末としてますが、もう1年早く（令和8年度から実施）実現していただきたいと思います。	令和8年度末を目途にする考え方について、指針II 8(2)に追記しました。
27			活動指針P23には学校との連携が述べられている。新たに始めることは多く述べられているが、どのようにやめていくかの記述がない。今は中学校の教育活動の一環として部活動を行っているが、地域クラブ活動へ移行した後の教育活動との関連を明記した方がよい。	まずは、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めるため、平日は当面学校部活動として活動するところも多いと考えています。そのため、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行後の学校との連携について、指針のIV 3に記載しています。
28	○おわりに		国体・障害者スポーツ大会の開催と「文化芸術へのかかわりの継続」の関連性が見えない。文化芸術に関する取組で生涯学習に繋がる取組があれば並列して書くべき。スポーツ振興だけでなく、県の文化芸術の振興について述べるべきではないか。	文化芸術の振興について追記しました。
29	資料	移行取組・進度の目安となる項目	【要望】・学校職員、保護者、地域住民への情報発信する上で、県から地域移行のスケジュールやクラブ立ち上げに必要なことなどを盛り込んだリーフレットを早急に作成してほしい。リーフレットがないと、説明しにくい。	令和6年度は、児童・生徒やその保護者、地域住民等に地域クラブ活動について理解を深めたり、指導者として協力を募ったりするためのチラシ等を配布する予定です。
30	全体		中体連等の大会参加の在り方について、柔軟性を持たせてもらえるよう、働きかけをしてほしい。拠点校で参加する際のチーム数についても柔軟に対応頂きたい。	県中体連には、生徒の活動や大会参加の機会を確保することを最優先に考えていただいています。今後の大会の在り方にも大きく関係しますが、現在は北信越大会や全中大会の代表を選抜する大会であるため、統一のルールで大会を運営していると承知しています。

31		<p>【質問】 県立学校については、どのように進めていけばよいか見通しがもてない状況です。学校がある長野市と連携するのか？それとも出身の市町村と連携するのか？両方OKなのか？県立なので県主導なのか？おそらく、公立の中学校や私立中学校でも同様な問題がおきるかと思えます。また、他校と連携や指導者の確保等におけるサポート（移動手段確保や指導者への講師料）について自治体が行っているかと思えますが、県立の場合は県のサポートがあるのか。（是非お願いしたい）教えていただきたい。</p>	<p>学校の設置場所や居住地に関わらず、どの生徒も自分のニーズに合った地域クラブ活動を選択することができるような環境整備に取り組みます。県立、市町村立に関わらず地域のサポートは必要だと考えます。</p>
32		<p>【要望】 県の指針・ガイドラインの説明を、学校や地域に対して県から積極的に発信してもらいたい。（教員の働き方改革の側面も含め）</p>	<p>県のHPや諸会議など、様々な機会を捉え、学校や地域に発信してまいります。</p>
33	全体	<p>【質問】 社会全体での見直しのため、県は各部局へどのような連携を図っているのか？（想定しているのか？）</p>	<p>県協議会の委員となっている企画振興部地域振興課や県民文化部政策課のみならず、関係各課で連携して取り組めるよう、今後庁内でプロジェクトチームの立ち上げを検討しています。</p>
34		<p>・移行スケジュールやそれに伴う準備、課題等は詳しく記載されていますが、競技力向上に向けての取組が記載されていません。競技力向上を望んでいる保護者も多いと思しますので、そのことに関して記載するとよいと思えます。</p>	<p>新たな地域クラブ活動では、競技力の向上を望む生徒も含め、ニーズに合った活動を安定的に行うことができる環境整備を目指しています。</p>
35		<p>学校部活動が地域へ移行するのに伴って、学校の組織に部活動係や部活顧問の校務分掌を義務づける必要がなくなると思えます。そうしたときに、中体連という組織がどうなるのか、誰が運営するのか、中体連主催の大会はの企画運営はどうなるのか、この部分の方向が見えるありがたい。（吹奏楽連盟も同様）各地区に中体連事務局を学校に設置している関係上、今後の人事にも少なからず影響はあるかと思われる、中体連側と意見交換がなされているのであれば、差し支えない範囲で参考資料に加えて頂きたい。</p>	<p>まずは、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めるため、平日は当面学校部活動として活動するところも多いと考えています。現時点では、中体連が主催する大会の在り方も含め、検討してる段階であるため、指針やガイドラインの見直しの際に記載できればと考えています。</p>

長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（案）への市町村、学校、委員からのご意見等と対応（2回目）

番号	項目	ご意見・ご質問等の概要	対応案
1	はじめに 本県における公立中学校の学校部活動の現状と課題	「影響していると推測されます。」 ⇒複数の課外活動がないのにも関わらず、1ヶ月あたりの勤務時間が3時間30分しか違いがないの事は考察すべきである(1日あたり、10分程度しか違わないことを考えると、中学校ほど複数の課外活動がない、小学校教諭の勤務時間の方が切実な問題であるという考察にならなかった方が疑問)。また小学校の教師と比べる必要があるのか、小学校教師の方が楽をしていると誤解を生じさせる。本県の実情を考え、多くの小学校が課外活動をしているのであれば、部活のあるなしという視点だけで比べるのは短絡的ではないか。部活動がない、小学校教諭の勤務実態の方が働き方改革的に問題点がある。	図7は休日の勤務時間を比較したものであるため、4週のうち土日どちらかで活動した場合、小中における1日の勤務時間の差は60分弱となります。 地域クラブ活動への移行により、まずは部活動顧問の働き方改革を進めます。
2		【目指す姿】選択肢が増えるとともに・・・ニーズに応じた多様な・・・→分散が進み過疎地では全てが総崩れになることが目に見えている。	選択肢は地域の実情に合わせて設定されるよう支援します。
3	新たな地域クラブ活動の環境整備	本県が目指す新たな地域クラブ活動の環境整備 【目指す姿】選択肢が増えるとともに・・・ニーズに応じた多様な・・・今までは中体連の種目に限定できたが、全てに応じることで取り扱われ方に不公平感が生じ今までにない問題が発生する。	選択肢は地域の実情に合わせて設定されるよう支援します。
4		その活動を保証するものとする・・・何を担保にこのような記述ができるのか、逆に不安になる。	まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動内容について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続可能な環境を構築するようお願いしています。
5	備 運営団体選定・設立までの手順と留意事項	例1から始め、例2に移行するというのは具体的にどういうことか？	まずは市町村等が運営団体となり、運営の基盤が整った時点で既存の団体や新たに設立した団体に運営を移行していく、ということです。
6	全体	標題には「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（案）」とあります。これは、「新たな」地域クラブ活動だけではない、全般的なクラブのガイドラインとすることでよいか。	良いです。

7		<p>地域移行の直前である今、パブリックコメント的なことを行っている時期ではないと考える。山間地にある小規模校では地域移行の見通しが全くたっておらず、このままでは山間地域からスポーツ・文化活動が消滅してしまうことが予想され、都市部と山間地の機会格差が進むことが目に見えているのに、「多様なニーズに応じ」、「活動を保証」といった非現実的な記述など、現場の危機感が共有されていないガイドラインであると感じる。とはいえ方針転換ができない状況にあってお願いしたいことは、①地域移行が困難な地域（自治体）に対する具体的な対応策の提示（自治体への丸投げは荷が重すぎる）。②これまで支払われてきた部活動手当分の財源を活動団体に配分し安定的な運営を図るなどの方策。③教員、保護者、地域への部活動移行についての積極的なアナウンスを行う。などの具体的な動きを始めるよう期待する。</p>	<p>単独市町村での地域クラブ活動への移行が困難な場合、県総括コーディネーターなどにより近隣市町村との連携支援を行っています。また、相談対応を行っているところでは、削減される教員の特殊勤務手当（部活動手当や引率手当）については、地域クラブ活動において活用できないか研究しています。</p> <p>地域クラブ活動への移行の周知については、リーフレット、ホームページ等で理解を促進していきます。</p>
8	全体	<p>今まで通りにやったら良いと考える人が多いと個人的に考える。先生方の総合指導力のスキルレベルは世界一です。</p>	<p>学校部活動は必ずしも教員が担う必要のない業務として分類されており、教員の働き方改革推進による学校教育の質の向上も地域クラブ活動への移行の目的の一つとなっています。</p>
9		<p>教員の負担を減らすという意味では大変有意義ではあると思う。また、外部からの指導者を呼んでより専門性に富んだ指導を受けられるメリットもある。まずは、休日の部活動から変えていくことにも賛成ですが、実際平日の部活動になった時、場所はどこで行うのか、そこまでの移動手段はどうするのか、移動だけで実際の活動時間は確保できるのか、移動した後のお迎えに保護者が平日に対応できるのかなど、地域の枠が大きくなればなるほど、課題が広がっていくように思う。教員の負担は減ると同時に生徒・保護者の負担（体力的、精神的、時間的）が増える気がする。</p>	<p>平日の地域クラブ活動への移行については課題も多いと承知しています。そのため、令和7年度までの移行の状況を把握し県としての考え方を示していきます。</p>
10		<p>地域移行によって、今までは中学校で行うことができた部活が他の体育館を使用するようになり、体育館の確保が難しくなっている。小学生のスポーツクラブや習い事にも影響が出てきている。また、保護者の負担も大きくなり、子どもたちにやる気があるが頑張っていても、参加できない子も出てくるので、参加の仕方や受け皿の体制を考えていく必要がある。</p>	<p>スポーツ・文化芸術活動を希望するすべての生徒が、地域クラブ活動に参加できるような環境整備を進めたいと考えています。そのため、可能な限り保護者負担を軽減することや活動の機会を確保することなどについて、先進事例や実証事業を検証します。</p>

11		部活動は必要だと感じますが、教職員が指導しなければならないと感じることはない。個人的には部活動は完全に地域（親）が主導となってい、指導者も外部に完全移行したほうが良いと思う。	原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行します。
12	全体	中学校部活動の地域移行に伴い、同一地域で行われている、小学校の同一課外活動では、小学生も参加することができることを許容し、児童、生徒が継続した指導が受けられるように配慮する。	まずは、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保を進めますが、将来的には児童を含めた地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術環境となることを目指します。
13		現在一斉に行われている中体連の大会日が、競技によってばらばらになることはないのか、調整はどこが行うのかなど実際に運用が始まると課題が見えてくると思う。完全に地域移行するためには、学校に指導を任せてきた発想から、習い事のように親の責任で行うように社会全体の発想が切り替わっていく必要があると思う。	中体連が主催する大会の在り方については、日本中体連の在り方検討委員会で検討されていると承知しています。

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（案）

I	指針の趣旨	
1	策定の背景及び趣旨	2
2	本指針の適用	3
II	学校部活動について	
1	適切な運営のための体制整備	4
(1)	学校部活動に関する方針の策定等	
(2)	指導・運営に係る体制の構築	
2	合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	6
(1)	適切な指導の実施	
(2)	適切な指導の在り方	
(3)	部活動の充実に向けた地域との連携	
3	適切な休養日と活動時間等	7
4	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	9
5	学校部活動の地域との連携	10
6	スポーツ・文化芸術活動運営委員会	11
7	大会の在り方の見直し	11
(1)	学校単位で参加する大会等の見直し	
(2)	大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(3)	生徒の安全確保	
(4)	大会等の在り方	
8	学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行	14
(1)	新たな地域クラブ活動への移行の目的	
(2)	新たな地域クラブ活動への移行の目途	
III	学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について	15
IV	新たな地域クラブ活動について	
1	新たな地域クラブ活動の在り方	16
2	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	17
(1)	参加者	
(2)	運営団体・実施主体	
(3)	指導者	
(4)	活動内容	
(5)	適切な休養日等の設定	
(6)	活動場所	
(7)	会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(8)	保険の加入	
3	学校との連携等	22
V	取組状況の把握と指針の見直し	22
参考	成長期にある中学生のスポーツ活動を実施する上で留意すべき視点	23

I 指針の趣旨

1 策定の背景及び趣旨

中学生期のスポーツ活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力・技術の向上を図るとともに、仲間と互いに競い、励まし、協力する中で、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していく上で重要な活動です。また、中学生期の文化芸術活動は、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しむ習慣を身につけ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を図るとともに、生徒が心身ともにバランス良く成長していく上で重要な活動です。

このため、長野県教育委員会では、心身の成長過程にある中学生期にとってのスポーツ・文化芸術活動が「スチューデント・ファースト」（学習者本位）の精神に基づく活動となることを大前提に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点から、運動部活動については、平成26年2月に「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を策定し、平成31年2月にはスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）を踏まえ、改定しました。

また、文化部活動については、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）に則り、令和元年12月「長野県中学校の文化部活動方針」を策定しました。

国は令和4年12月、これまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定しました。その中で、新たな地域クラブ活動^{*1}への移行の方向性が示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしています。

これらの部活動改革の背景には、生徒が減少する中、学校部活動をこれまでと同様の形で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあることや、学校の働き方改革が進む中、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなることなどがあります。

こうしたことから、これまでの学校部活動の在り方を見直し、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備し、可能な限り早期に、地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築することや、教員の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させることに取り組む必要があります。

そこで、「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」^{*2}での意見や国のガイドライン等を踏まえ、子どもたちが多様な選択肢の中から自主的・自発的に活動を選び、安全・安心な環境において活動できるよう、現行の「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校の文化部活動方針」を統合した「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を新たに策定し、中学生期のス

スポーツ・文化部活動の新たな姿を示すこととしました。

2 本指針の適用

本指針は、公立中学校（義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の運動部活動及び文化部活動並びに新たな地域クラブ活動について適用します。なお、小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階の課外活動については、学習指導要領に位置付けられているものではありませんが、多くの小学校で行われている本県の実情を踏まえ、本指針に準ずることとします。

また、地域において実施されている既存のクラブ活動や民間のクラブにおいても、本指針の趣旨を踏まえ、適切で効果的な活動となるよう取組をお願いするものです。

※1 新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外のスポーツ・文化芸術活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青年教育及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。本指針では、運営する団体の方針・規約に従って活動し、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなり、地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方や環境整備の進め方等について協議する会が指導・助言できるものを新たな地域クラブ活動と定義する。

なお、独自の運営方針等により、既に中学生等を受け入れている地域のクラブや民間のクラブ等についても、前述の協議する会からの依頼により、運営する団体となる場合は、新たな地域クラブ活動となる。

※2 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会は、スポーツ・文化芸術関係団体、教育関係者、市町村関係者、有識者等で構成され、地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方や環境整備の進め方等について、県としての考え方や進め方を協議する会。

Ⅱ 学校部活動について

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 県教育委員会は、中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点から、運動部活動や文化部活動の在り方に関する方針を含めた「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を策定します。

イ 市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）や公立学校の設置者は、本指針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定します。

ウ 校長は、市町村教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。

部活動顧問（小学校課外活動においては課外活動顧問）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール、各種発表会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会、コンクール、各種発表会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部活動の生徒・保護者へ情報提供します。

エ 校長は、ウの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表します。

なお、各学校の学校評価の中で、活動の成果や課題について評価し、改善していくことが大切です。

オ 市町村教育委員会は、ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行います。なお、このことについて、県教育委員会は、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行います。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、部活動指導員^{※3}や外部指導者^{※4}など、地域と連携して指導者の確保に努め、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置します。

イ 市町村教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率

※3 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条2の規定により中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する学校の職員（義務教育学校後期課程及び特別支援学校の中学部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。単独での指導や引率が原則。

※4 顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う指導者。

を担うことのできる体制を構築します。また、市町村教育委員会や校長は、外部指導者による大会等の引率が可能か検討します。

なお、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な知見に基づく指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修^{※5}を行います。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

オ 部活動顧問は、年間活動計画等の作成に当たっては、次の点に留意します。

- ・生徒や保護者の思いを踏まえ作成するとともに、その内容について説明し、理解を得ること。
- ・年間を通じ、「トレーニング期、練習期」、「試合・大会期、コンクール等発表期」、「休養期」等に分けて、メリハリのある計画とすること。

カ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行います。

キ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針^{※6}」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

ク 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町村等からの求めに応じて指導者を紹介する指導者リストを作成するなどの取組を行います。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

※5 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、市町村教育委員会及び学校は、部活動指導員に対して、上記の内容について事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うよう記載している。

※6 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ傷害の予防や文化部活動中の傷害の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。特に、運動部活動においては文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、文化部活動においては文部科学省が平成30年12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、次のア及びイの指針等の内容の取扱にも十分留意します。

ア 熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPQ」という。））等を参考に、例えば熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発せられた当該地域時間帯における活動は原則として行わないようにし、必要に応じて活動する場合には冷房の効いた部屋に移動する等、生徒の体調管理を最優先に対処すること。

イ 重大事故の防止に向け、「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート（長野県教育委員会）」を体育施設等に掲示し、安全に十分配慮して指導するとともに、脳しんとうを含む頭頸部損傷における競技への復帰に際しては、医師の診断を仰ぐ等、適切に対処すること。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

(2) 適切な指導の在り方

ア 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からはトレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ傷害のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

イ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

ウ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、クの研究講座等及びケの手引

書等を活用し、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら指導を行います。

- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、専門的知見を有する教員等と連携・協力し、発達の個人差や体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。
- オ スポーツ・文化芸術活動を行う上で勝利や好成績を目指したり、今以上の水準や記録に挑戦したりすることは自然なことです。部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、そのみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意します。
- カ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中学生期だけでなく、次のステージへ、そして生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動となるよう工夫をします。
- キ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運営方法や指導方法を定期的に振り返りながら改善する等、柔軟な運営に努めます。
- ク 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会が主催する指導者を対象とした研修会や講習会等に積極的に参加します。
- ケ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、「運動部活動指導運営実践マニュアル集（長野県中学校体育連盟及び県教育委員会）」や、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）が作成した運動部活動の指導手引書を活用し、合理的で効率的かつ効果的な指導を行います。

(3) 学校部活動の充実に向けた地域との連携

- ア 運動部活動においては、発育・発達段階にある中学生期の心身の成長に寄与する医科学的な知見に基づく指導を行うことが必要なため、スポーツドクター、アスレティックトレーナー、栄養士、カウンセラー等との連携を図ることが望まれます。
- イ 部活動顧問の状況や生徒のニーズ等によっては、優れた指導力を持つ地域指導者の協力を得て活動を行うことが、より効果的です。
- ウ 市町村教育委員会や校長は、部活動指導員及び外部指導者に対して、学校の教育目標や年間指導計画、各部の活動目標、活動方針について十分に理解を得た上で委嘱等を行い、その役割を明確にします。

3 適切な休養日と活動時間等

- ア 運動部活動において、心身の成長過程にある中学生期の休養日を設定することは、スポーツ傷害の予防やトレーニング効果を高める意味で重要であり、心身の健全な成長に欠かすことのできない食事と睡眠及び生活のリズムを考慮することも大切です。

また、朝の運動部活動については、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分にと

れない、朝食から昼食までの間隔が空き過ぎるといった課題があることから、放課後にまとめて行い、充実させることが、効率的かつ効果的な活動へとつながります。

運動部活動では、生涯にわたってスポーツに親しむための習慣の形成、バランスのとれた生活、スポーツ傷害の予防などの観点から適切な活動となるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{※7}も踏まえ、活動の基準を次のとおりとします。

また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動と同様の基準とします^{※8}。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定し、生徒が十分な休養を取ることができ、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うことに配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。
- 放課後の活動時間の確保を基本とし、大会等の前であっても朝の部活動は、原則として行わない。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明を行い、理解を得た上で朝の活動を実施することが考えられる。なお、その場合にあっても、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことに鑑み、激しい運動は避ける。

※7 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」と示されている。

※8 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことから、「長野県中学校の文化部活動方針」（令和元年12月策定）において、1週間当たり長くとも11時間程度となる活動時間の基準を定めた。

イ 市町村教育委員会は、1 (1) のイの「設置する学校に係る学校部活動の方針」の策定に当たっては、本指針の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記します。

また、ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行います。

ウ 校長は、1 (1) のウの「学校部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本指針の基準を踏まえるとともに、市町村教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表します。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

エ 休養日及び活動時間等の設定に当たっては、学校や地域の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日やオフシーズンの設定等のほか、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

オ 当面、学校部活動と地域クラブ活動の両方で活動するケースや、今後、複数の地域クラブで活動するケースも考えられるため、部活動顧問や新たな地域クラブ活動の指導者は、生徒の意思を確認するとともに、指導者間で連携するなどして生徒の活動時間や内容を把握し、心身への負担が過度にならないよう配慮した活動にします。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適当な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備します。

具体的な例として、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられます。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒にできるアート活動等、文化芸術を愛好する習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられます。

イ 市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進します。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にするとともに、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をします。

エ 市町村教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その

活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮します。

5 学校部活動の地域との連携

ア 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めます。例えば、6に記載の「スポーツ・文化芸術活動運営委員会」等を活用し、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術活動の在り方等を協議することが考えられます。

イ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の場を設けます。

ウ 公益財団法人長野県スポーツ協会及び郡市体育（スポーツ）協会は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域のスポーツ団体等の関係団体と連携・協働し、適切な資質・能力を身につけた指導者の確保や受け皿となる団体の確保等に取り組むなど、地域のスポーツ環境の充実に向け県教育委員会や市町村教育委員会等に協力します。

また、各分野の文化芸術団体等は、県教育委員会や市町村教育委員会等と連携し、地域の文化芸術環境の充実に協力します。

エ 市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動について、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めます。平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やします。

オ 市町村教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等についても生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味や関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

カ 市町村教育委員会は、施設の管理や鍵の貸出、動線の確保など学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校施設等の開放を推進します。

キ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のために教育・スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、アからカまでの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会※⁹

中学校の部活動が抱える課題や、地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動との連携等について協議するため、市町村教育委員会等が設置しているスポーツ・文化芸術活動運営委員会には、専門的な知見を有する教員等のほか、地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係者、地域医療関係者、学校評議員、信州型コミュニティースクール運営委員など校外の関係者にも参加していただくことが望まれます。

スポーツ・文化芸術活動運営委員会では、当該中学校の目標や方針等を踏まえた学校部活動の運営について検討を行うだけでなく、地域において実施されている社会体育・文化活動との連携、現状や課題についても共有し、今後のスポーツ・文化芸術活動の在り方等を協議することが求められます。

7 大会等の在り方の見直し

(1) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）は、主催する大会等について、4を踏まえ、複数校による合同チームの参加、新たな地域クラブでの参加などの参加資格に関することや、参加生徒のスポーツ傷害の予防等の観点からの大会の規模、日程等の在り方、ボランティア等の外部人材の活用の在り方等に関して見直しが求められます。

文化部活動に関わる大会等の主催者は、4を踏まえ、複数校による合同グループの参加、新たな地域クラブでの参加などの参加資格に関することや、大会等の規模、日程等の在り方、外部人材の活用の在り方等に関して見直しが求められます。

イ 市町村教育委員会は、所管する学校の部活動が参加する大会等や、地域からの要請等により参加する地域の行事・催し等（以下「地域の行事等」という。）の状況を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事等の在り方の検討を主催者に要請するとともに、スポーツ・文化芸術活動運営委員会等と連携を図り、各学校の部活動が参加する大会等の数の目安等について検討します。

※⁹ 市町村教育委員会等各中学校区などに設置している委員会で、地域のスポーツ・文化活動関係者、学校、保護者等によって組織される。当該中学校の部活動充実のため、運営計画や課題について協議するとともに、地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動との連携についても協議して、より良い中学生期のスポーツ・文化芸術活動を推進する。

<協議内容の例>

- ・学校が作成した部活動の活動目標、活動方針、運営計画等についての検討
- ・生徒の活動状況や、顧問の指導内容について
- ・生徒や顧問の過度な負担とならないための大会等への参加についての検討
- ・地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動との連携と活動の状況把握
- ・部活動指導員や外部指導者の活用及び役割分担の共通理解
- ・合同部活動等の推進
- ・生徒の多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動の検討

- ウ 校長は、イの目安等を踏まえ、教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。
- エ 県教育委員会は、アからウまでの取組が着実に進むよう、市町村教育委員会、県中体連、競技団体、文化部活動に関わる諸団体等と連携を図ります。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

① 大会等への参加の引率

- ア 県教育委員会は、県中体連や県吹奏楽連盟等が主催する大会等について、学校部活動における大会等の引率を部活動指導員が担う場合、原則として単独で行い、生徒の安全確保等に留意しつつ、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、できるだけ教員が引率しなくてもよい体制を整備し、運用するよう主催者に働きかけます。また、県教育委員会は、県中体連や県吹奏楽連盟等が主催する大会等に新たな地域クラブが参加する場合の引率を、当該クラブを運営する団体の指導者が行うことについて大会等の規定として整備し、運用するよう主催者に働きかけます。
- イ 県中体連や県吹奏楽連盟等は、主催大会において、外部指導者による引率を可能とし、校長・教員・部活動指導員が引率できない場合に限定するのではなく、適切な外部指導者がいる場合には校長が認めた上で引率を可能とするよう、引率規定を見直します。
- ウ 市町村教育委員会及び学校は、イにより引率規定が見直された場合、外部指導者による大会等の引率が可能か検討します。

② 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、大会等の運営を自らの団体等に所属する者や外部委託の者で賄うなど適切な体制の整備を進めます。
- イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や新たな地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等の運営スタッフとして参画することを出場要件とする場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に大会等の運営スタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にします。
- ウ サービスを監督する教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行います。新たな地域クラブ活動を運営する団体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行います。
- エ サービスを監督する教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行います。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮等の観点から、学校での職

務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行います。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、JSP0、公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する団体等との連携を図ります。

③ 大会運営の支援

ア 県及び市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、新たな地域クラブ活動等が参加できる大会等について、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりについて検討します。

イ 校長は、大会等の主催者に対し、生徒が大会運営の補助（大会の準備や片付け、審判の補助等）に関われるよう、働き掛けます。

(3) 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値をもとに、安全な運営や会場確保に努めます。

イ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応します。

(4) 大会等の在り方

ア 大会等の主催者には、発育・発達期にある生徒にとっての大会等の意義を、本指針の趣旨を踏まえて改めて検討し、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等へ見直すことが求められます。

イ 大会等の主催者には、大会等の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数へ精選することが求められます。

ウ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会など、多様な大会等の開催について検討が望まれます。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなどの工夫についても検討します。

エ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本指針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進めます。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意します。

8 学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行

(1) 新たな地域クラブ活動への移行の目的

生徒が減少する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが困難になってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校の働き方改革が進む中で、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で、教員が顧問を務めるこれまでの指導體制を継続することが、厳しくなっています。こうしたことから、「地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること」と「教員の負担軽減により働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させること」を目的として、学校部活動を地域クラブ活動に移行します。

(2) 新たな地域クラブ活動への移行の目途

原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）を、新たな地域クラブ活動に移行します。

ア 休日について

国は令和7年度までを改革推進期間とし、移行の達成時期は一律に定めないこととしました。しかしながら、新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に地域差が生じると、子どもの体験格差や教職員の労働条件格差につながるため、県として移行の目途を設定することとしました。

本県は、

- ①市町村数が多く都市部、山間部など地域ごとに部活動を取り巻く状況が大きく異なること
- ②生徒数の減少により、複数の市町村が連携して環境整備を進める形が数多く想定され、新たな地域クラブ活動の設立に時間を要すること
- ③特に文化芸術活動においては、関係団体数の地域差が大きく指導者の確保等に時間を要すると考えられること

などから、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します。

イ 平日について

平日はできるところから移行を進め、移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。

県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示します。

Ⅲ 学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について

学校週5日制が導入された際、部活動の練習時間をより長く確保することを目的に始められた学校部活動の延長として行われている社会体育活動や社会文化活動^{※10}は、活動の過熱化の一因ともなっており、長時間に及ぶ活動による生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題や万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、又は学校にあるのか、判断が曖昧な状態にあることが指摘されてきました。また、学校部活動との関係性から、任意の参加であっても参加せざるを得ない状況や雰囲気は指摘されるなどの課題もあるため、延長部活動を廃止して、「学校管理下で行われる部活動」又は「地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動」への移行を進めてきました。

今後、学校部活動は、Ⅱ8のとおり新たな地域クラブ活動への移行が進められることから、部活動の保護者会や地域の指導者等が運営団体や実施主体になるケースについても、新たな地域クラブ活動としてⅣ2に従って運営するものとします。

※10 部活動と同様の活動が連続又は近接して行われるもので、部活動の保護者会が主催であったり、地域のスポーツ・文化芸術指導者等が運営主体になったりしているが、主には、部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧されている。地域において実施されている社会体育活動とは異なる。

IV 新たな地域クラブ活動について

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があります。

新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもあります。従って、新たな地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要です。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術活動を地域のスポーツ・文化芸術活動が支えるという視点から、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示します。県及び市町村においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めます。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、各々の役割を踏まえ、生徒の活動の場として、新たな地域クラブ活動を行う環境の整備に取り組みます。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられます^{※11}。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とします。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できます。

※11 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動・歌・楽器・絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を想定します。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市町村は、関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援します。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものが想定されます。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定されます。なお、市町村が運営団体となることも想定されます。

イ 県及び市町村は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』（令和元年8月スポーツ庁策定、令和5年11月改定）を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底します。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められます。

【地域文化芸術団体等】

市町村は、関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援します。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体が想定されます。なお、市町村が運営団体となることも想定されます。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備します。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表に努めます。また、協議会において、地域におけるスポーツ・文化芸術団体と地域クラブ活動での生徒同士のトラブルや事故等の対応について情報を共有し、共通理解を図ります。

(3) 指導者

① 指導者の質の担保

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

イ スポーツ団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、スポーツ団体等が自ら設ける相談窓口のほか、JSP0等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進めます。

【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意します。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、文化芸術団体等が自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進めます。

② 適切な指導の実施

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、Ⅱ 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。県及び市町村は、適宜、指導助言を行います。

イ 指導者は、Ⅱ 2（1）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。

また、専門的な知見を有する教員等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得します。

③ 指導者の量の確保

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員、外部指導者、退職教員、兼職兼業による教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保します。
- イ 市町村は、域内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めます。県は、指導者を紹介する既存の人材バンク（例：公益財団法人長野県スポーツ協会の「ながのスポーツ人材バンク」）の充実を働き掛けるとともに、指導者リストを作成するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者確保に協力します。市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意します。
- ウ 県、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制整備に努めます。

④ 教員等の兼職兼業

- ア サービスを監督する教育委員会は、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省：令和5年2月策定。以下「国の手引き」という。）等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行います。
- イ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮などの観点についての校長の事前確認等を参考に、検討して許可します。
- ウ 教員等が兼職兼業での指導する際、継続的・安定的な指導を行うためには、居住地において指導することが望ましいと考えます。
- エ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、国の手引きを参考にするとともに「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（厚生労働省：平成30年1月策定、令和2年9月改定）も参照し、運営団体等と連携してそれぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めます。

(4) 活動内容

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向に特化した特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツ、アート活動などについて、複数の活動を同時

に体験することも想定しながら、指導体制に応じて生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、段階的に確保します。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域の文化芸術団体など他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにします。

ウ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知します。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるようⅡ 3に準じ、以下に記載する活動時間を遵守し、休養日を設定します。

その際、学校部活動と新たな地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要です。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、できるだけ休養日を他の日に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する)。

新たな地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。新たな地域クラブ活動については、土日や祝日のみ活動するケースも考えられるため、アの休養日やウの活動時間の基準を原則とし、例えば、1日の活動時間を遵守しながら、平日・休日にこだわらず1週間で2日間休養日を設けるなどの柔軟な対応を想定します。

オ 当面、学校部活動と新たな地域クラブ活動の両方で活動するケースや、今後、複数の地域クラブで活動するケースも考えられるため、部活動顧問や新たな地域クラブ活動の指導者は、生

徒の意思を確認するとともに、指導者間で連携するなどして生徒の活動時間や内容を把握し、心身への負担が過度にならないよう配慮した活動にします。

(6) 活動場所

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設に加え、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設の活用も検討します。

イ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等が学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりについて検討します。

ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、新たな地域クラブ活動を行う民間事業者等による学校施設の利用が可能となるよう検討します。

エ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による2(2)②の協議会等を通じて、イを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定について検討します。

オ アからウまでについて、県及び市町村は、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組みます。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な設定に努めます。

イ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等が学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりに協力します。

市町村は、生徒の送迎について、スクールバスの活用や地域の公共交通機関との連携など、生徒が新たな地域クラブ活動に参加するための移動支援について検討します。県は先進事例や実証事業を検証し、支援の在り方について研究します。

県及び市町村は、経済的に困窮する家庭の生徒の新たな地域クラブ活動への参加費用の支援等について先進事例や実証事業をもとに、支援の在り方について研究します。

ウ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進します。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（令和元年8月スポーツ庁策定）に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運

営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行います。

(8) 保険の加入

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けます。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、その活動中に発生した事故による高額な損害賠償に対応できるよう、例えばスポーツ・文化法人責任保険などへの加入を検討します。

3 学校との連携等

ア 新たな地域クラブ活動では、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で活躍することなど、生徒にとって望ましい成長の機会となることが期待されます。

学校部活動の教育的意義や役割を継承しながら、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を高めていくことが大切です。

イ 新たな地域クラブ活動と学校部活動では、組織や指導者が異なるため、2(2)②のイにより、新たな地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障します。その際、兼職兼業により指導に携わる教員の知見も活用します。

ウ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動が2に示した内容に沿って適正に行われるよう、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行います。

エ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

V 取組状況の把握と指針の見直し

県教育委員会は、本指針を踏まえた学校部活動の取組状況や地域クラブ活動等の実態を把握するとともに、今後の学校部活動の地域クラブ活動への移行の状況等を踏まえ、本指針の見直しを行います。

【参考】成長期にある中学生のスポーツ活動を実施する上で留意すべき視点

1 「栄養・運動・睡眠」の3本柱をトータルで考えましょう

成長期にある中学生にとって、「栄養・運動・睡眠」は、身体の発育・発達に欠かすことができない3本柱としてトータルで考えることが重要です。十分な栄養と睡眠があつてこそ、質と量の充実したトレーニングが行えます。

2 「食事の基本形」を確立しましょう

中学生期には「食事の基本形」を確立することが大切で、それは生涯を通じた健康づくりにつながっていきます。給食を例にとると分かりやすく、**主食**+**汁物**+**主菜**+**副菜**が「食事の基本形」となります。スポーツを行う場合は、これに加えて、給食では必ずついてくる**牛乳**・**乳製品**を加え、さらに**果物**を意図的に摂取していくことが大切です。

このようなバランスのとれた食事を心がけるとともに、「トレーニング期」「試合期」「休養期」等に合わせて摂取量を調整していくことも大切です。

また、指導者はもとより、生徒・保護者も食事の大切さを理解し、保護者の協力を得ながら、栄養バランスに留意した食事の摂取が望まれます。

3 短時間で効果的な練習になるよう工夫しましょう

生徒の1日のライフスタイルを考慮し、短時間で効果的な練習が望まれます。休養日なしに練習したり、長時間練習したりするような過度な練習は、スポーツ傷害の予防の面からもマイナスです。活動計画を考えたり振り返ったりする日を設ける必要があります。

4 スポーツ傷害の予防に努めましょう

多くの選手は、疲れや何らかの痛み等があっても「我慢して練習に参加する」傾向にあります。選手自身が痛みや違和感があれば、すぐに相談できる雰囲気や体制づくりが大切です。

また、スポーツ医・科学の知識を持っていれば、未然に防ぐことができるスポーツ傷害も多くあります。指導者は、中学生期の心身の特徴を理解し、以下の3点に留意した指導が望まれます。

- ・「スポーツ傷害は、付きもの」「強くなる上で、傷害は当たり前」という考え方を捨てる。
- ・過度な負荷の繰り返しが生徒にスポーツ傷害を発生させたり、二次的に他の部位にも影響を及ぼしたりする可能性がある。
- ・度重なるスポーツ傷害が負の連鎖となり、結果、回復にかかるブランクが競技力向上の妨げとなる。

5 実際のトレーニングについて

(1) 個人差を考慮したトレーニングをしましょう

中学生期は体格・体力に差が大きいため、個々の体格・体力に応じた基礎体力づくりやトレーニングメニューが望まれます。このことは、スポーツ傷害の減少にもつながります。

(2) 工夫したトレーニングをしましょう

同じトレーニングを継続して行うだけでなく、変化をもたせたトレーニングを行うことにより、精神的ストレスが軽減でき、トレーニングに同じ時間を費やしても疲労度が少なく感じられます。また、故障者には痛みを感じさせないトレーニングメニューを与える等の工夫も大切です。

(3) ウォーミングアップとクーリングダウンをしっかり行いましょう

ウォーミングアップとクーリングダウンは、「ケガをしていないから必要ない」「ケガをしているからする」という考え方でなく、運動強度が強くなればなるほど傷害については慎重になるべきです。時間については、ウォーミングアップは30分くらい、クーリングダウンについては15分くらいが目安ですが、効果をあげるためには、競技特性に応じたより合理的なウォーミングアップとクーリングダウンを考え、取り組むことが望まれます。

長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（案）

○はじめに	2
1 本県における公立中学校の学校部活動の現状と課題	
2 本ガイドライン策定の目的	
I 「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」の概要	6
II 地域クラブ活動の環境整備	7
1 本県が目指す地域クラブ	
(1) 新たな地域クラブ活動に求められるもの	
(2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）	
2 運営団体選定・設立までの手順と留意事項	8
(1) 協議会の準備	
(2) 協議会の設置	
(3) ニーズ・課題の把握	
(4) 推進計画等の作成	
(5) 情報発信	
(6) 運営団体の選定・設立	
(7) 実施主体の決定	
3 運営団体・実施主体の運営と留意事項	11
(1) 適切な運営体制の構築	
(2) 適切な指導体制の構築	
4 新たな地域クラブ活動への推進スケジュール	16
○おわりに	17
資料	
〔資料1〕 地域移行取組・進度の目安となる項目（段階別）一覧表	19
〔資料2〕 学校部活動から地域クラブ活動への移行に係る Q&A	24

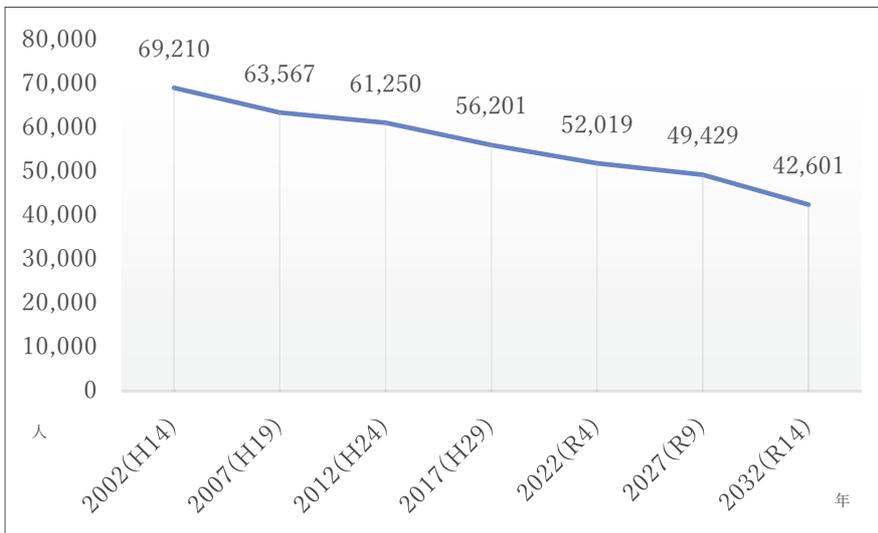
○はじめに

1 本県における公立中学校の学校部活動の現状と課題

学校部活動は、現行の学習指導要領において学校教育の一環として位置付けられており、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を構築したり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展し生徒が減少する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校において働き方改革が求められる中、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなることが予想されます。

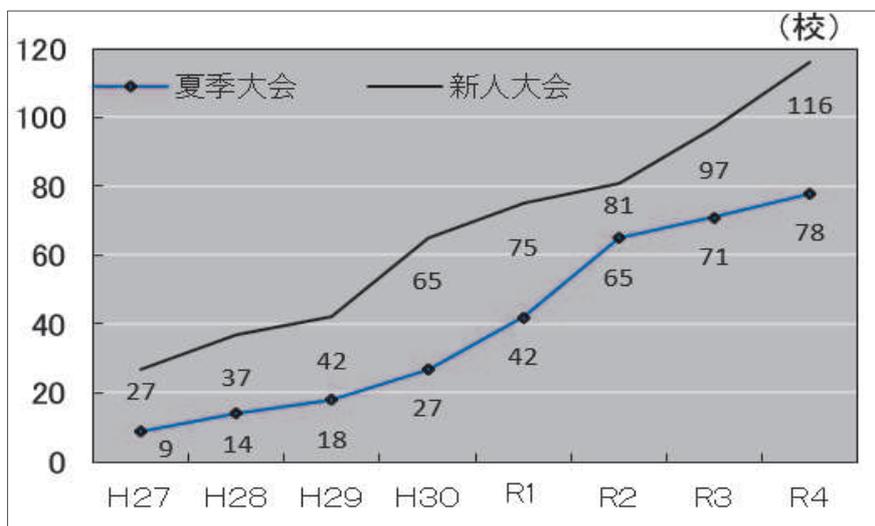
〔図1：本県の中学校生徒数の推移〕



全国的に少子化が進んでいますが、本県でも加速化しており、平成14年から令和14年までの30年間で本県の中学校生徒数は、約4割(2,6000人強)が減少する見込みです。

企画振興部総合政策課
令和4年(2022年)10月1日現在
長野県の年齢(各歳)別・男女別人口をもとに算出

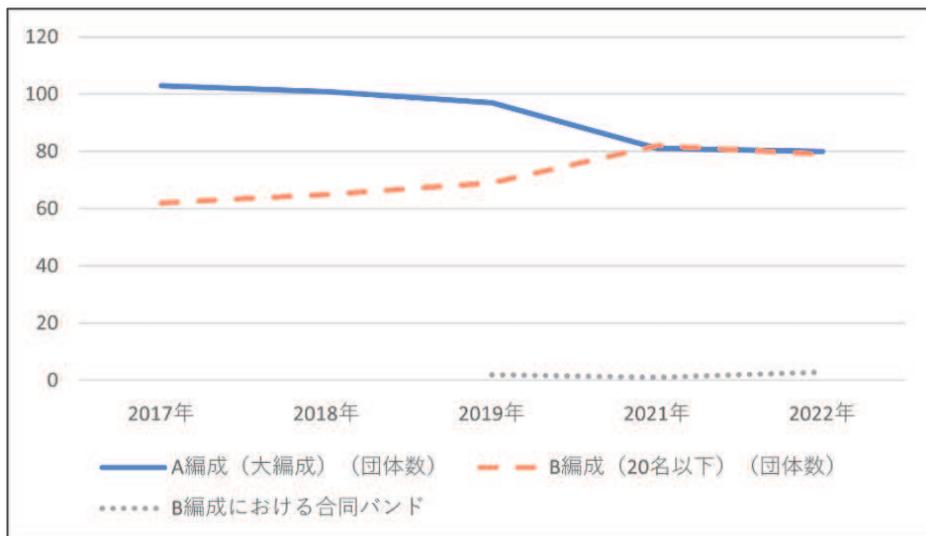
〔図2：中学合同チームによる大会参加数の推移〕



少子化の進行に伴う部員数の減少が活動の形態にも影響を与えており、合同チームによる参加が年々増えています。

令和4年11月
スポーツ課部活動調査より

〔図3：長野県吹奏楽コンクール中学校の部の地区大会における編成別出場団体の推移〕



A編成（大編成）が減少し、B編成（合同バンド）の団体数が増加しています。B編成は東海大会が最上位の大会であり、全国大会出場の可能性のある団体が減少しています。

令和4年長野県吹奏楽連盟 HP掲載の大会出場校数をもとに算出

〔図4：運動部の統廃合があった学校（校）〕



生徒数の減少に伴い、運動部の統廃合が増加する傾向があります。

令和4年11月
スポーツ課部活動調査より

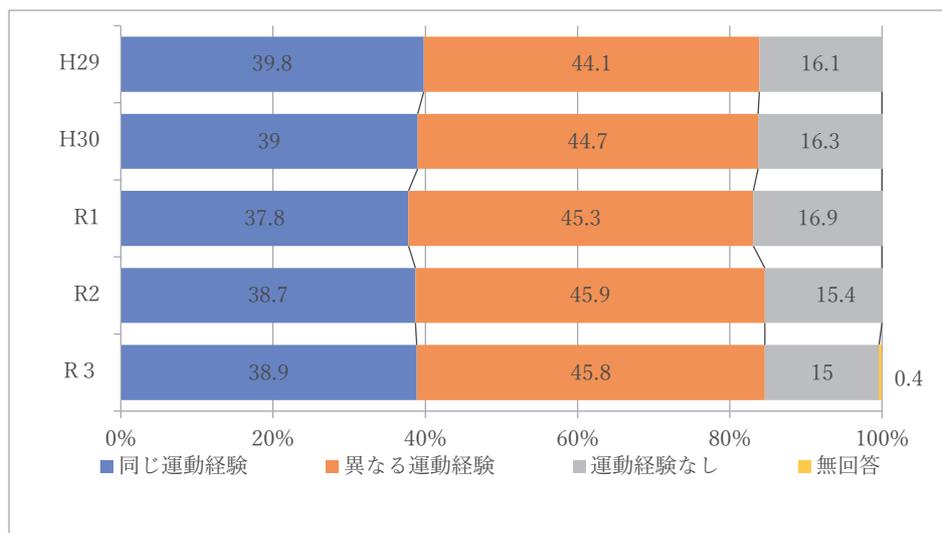
〔図5：運動部活動加入率（%）〕



運動部活動への加入率は、年々減少しています。地域のスポーツクラブへの加入率が増加していることや運動部の統廃合による選択肢の減少などが加入率低下の要因と考えられます。

令和4年11月
スポーツ課部活動調査より

〔図6：運動部顧問の競技経験（％）〕



運動部活動では、担当している競技の経験がない顧問が6割以上いる状態が続いており、生徒への専門的な指導が十分でない可能性や教員の精神的負担が大きくなっている可能性があります。

令和4年11月
スポーツ課 部活動調査より

〔図7：教職員の勤務時間等の調査 集計結果〕

小中学校の休日勤務平均時間												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中学校	7:16	6:42	8:54	9:35	2:18	4:08	8:02	6:10	4:49	2:51	2:13	2:31
小学校	2:25	2:41	1:54	3:09	0:57	1:45	2:11	1:47	1:38	1:37	1:34	2:24
中一小	4:51	4:01	7:00	6:26	1:21	2:23	5:51	4:23	3:11	1:14	0:39	0:07

令和4年9月義務教育課教職員の勤務時間等の調査より抜粋

公立学校における教員の休日勤務時間を小学校と中学校で比較すると、中学校の教員の方が1月当たりおよそ3時間30分長くなっています。これは、休日の部活動指導や大会引率等が影響しているものと推測されます。

2 本ガイドライン策定の目的

今後、少子化が進展する中でも、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、地域において持続可能な環境整備を行うとともに、教員の負担軽減につながる仕組みを、可能な限り早期に構築していく必要があります。

国においては、令和2年に文部科学省から「部活動の段階的な地域移行」について示されて以降、令和4年8月まで開催された「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言を経て、同年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が通知され、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることが示されました。

本県では、こうした国の動向を踏まえて令和5年2月、新たな地域クラブ活動の環境整備の方向性を検討する「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」（以下「県の協議会」という。）を設置し、関係各所からのご意見を踏まえながら、今般、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」（以下「新指針」という。）を策定するとともに、

新指針の趣旨を踏まえ、新たな地域クラブ活動への移行を推進することを目的として、「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定することとしました。

各市町村においては、新指針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて推進計画等を作成し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と教員の働き方改革の推進の両立に向け、地域の実情に応じた新たな地域クラブ活動への移行の取組を進めるようにしてください。

※ 新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外のスポーツ・文化芸術活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青年教育及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。本ガイドラインでは、運営する団体の方針・規約に従って活動し、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなり、地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方や環境整備の進め方等について協議する会(II 2(2)の協議会)が指導・助言できるものを新たな地域クラブ活動と定義する。

なお、独自の運営方針等により、既に中学生等を受け入れている地域のクラブや民間のクラブ等についても、前述の協議する会からの依頼により運営する団体となる場合は、新たな地域クラブ活動となる。

I 「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」の概要

策定のポイント

- ・「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校の文化部活動方針」を統合する
- ・学校部活動が地域に移行された場合の「新たな地域クラブ活動」においても、新指針を適用する

学校部活動

- ・「適切な運営のための体制整備」、「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日と活動時間等」については、原則としてこれまでの内容を踏襲する。さらに、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」、「学校部活動の地域との連携」、「大会等の在り方の見直し」を推進する

新たな地域クラブ活動

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

新たな地域クラブ活動への移行の目的

- ・地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- ・教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る

移行のスケジュール

- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する
- ・国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
- ・平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課の調整等により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する
- ・県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

II 新たな地域クラブ活動の環境整備

1 本県が目指す新たな地域クラブ

(1) 新たな地域クラブ活動に求められるもの

本県では、児童・生徒とその保護者、教職員、スポーツ・文化芸術団体、教育関係団体、市町村関係者等からの意見等を踏まえ、本県が目指す地域クラブの姿を図8のように捉えています。市町村は「『新たな地域クラブ活動』に求められるもの」を念頭に置きながら、以下のとおり県教育委員会が定めた「目指す姿」「目的」に向け、地域の実情に合わせた地域クラブ活動の環境整備を進めることとします。

〔図8：新たな地域クラブ活動に求められるもの〕



【目指す姿】

学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

【目的】

- ・地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ環境を構築する。
- ・教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

(2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）

基本的に、新たな地域クラブ活動の環境整備は、本ガイドラインを踏まえた市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指すこととなります。従って、市町村においては、学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向け、活動種目・内容の選択肢を増やすなど、すべての生徒が、それぞれのニーズに合った活動ができるよう努めることとなります。

活動保障の方向性として、まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動内容について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続可能な環境を構築していくことが望ましいと考えます。

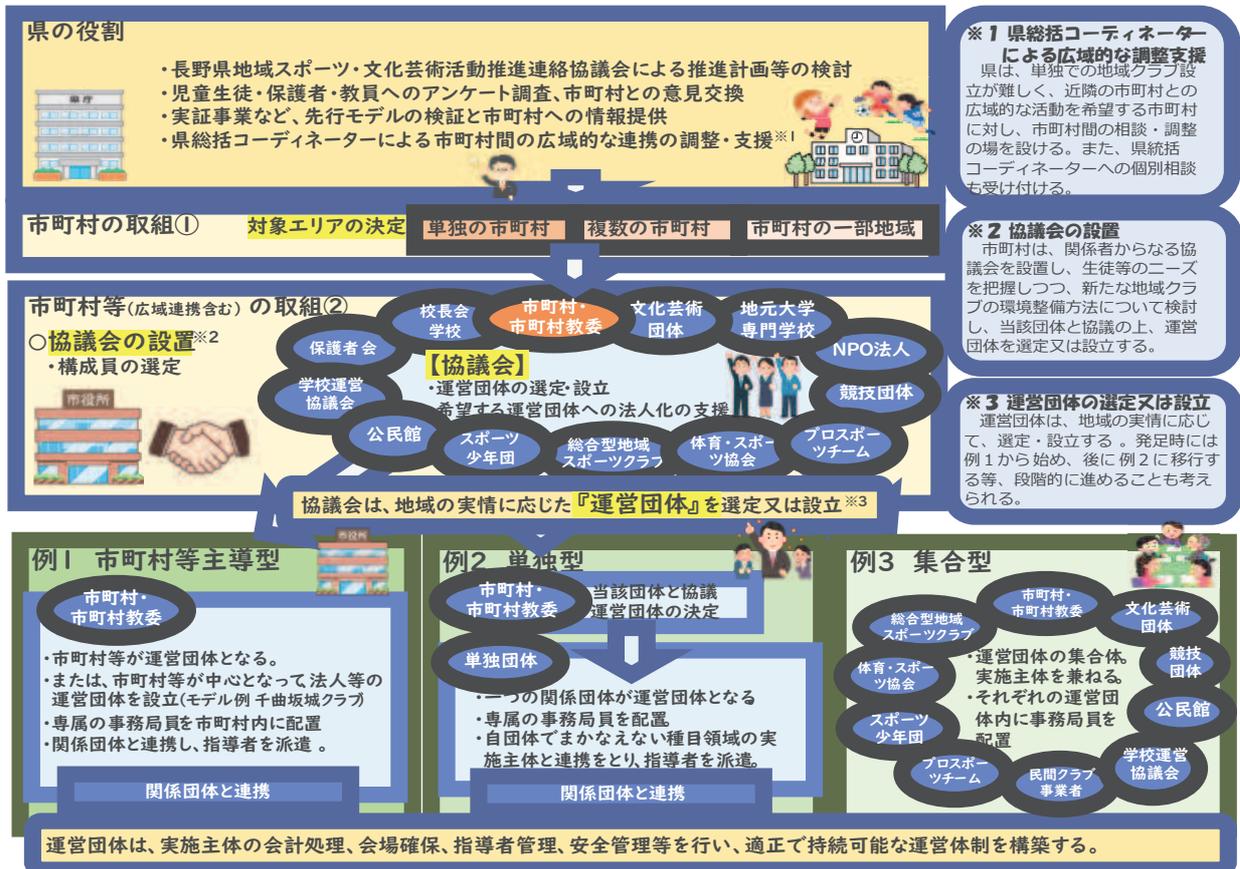
新たな地域クラブ活動を安定したものにしていくためには、指導者や一定程度の参加者の確保が必要になります。

そこで県では、環境整備が速やかに進められるよう、生徒数の減少等により単独での地域クラブ活動が困難な市町村について、近隣市町村との連携が速やかに進められるよう、助言、協力等により支援します。また、新たな地域クラブ活動について、持続可能な環境を構築できるよう、指導者の確保に協力します。

2 運営団体選定・設立までの手順と留意事項

県では、新たな地域クラブを運営する運営団体の選定・設立までのイメージを図9のように考えています。

〔図9：運営団体の選定・設立までのイメージ〕



学校部活動から新たな地域クラブ活動へと移行する際の手順としては、次の(1)から(8)までのような流れが想定されます。地域の実情によって、順序が入れ替わることや手順を省略・追加することも考えられます。移行については、進捗状況等の検証を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しつつ、着実に進めていく必要があります。

新たな地域クラブ活動への移行に着手する前や移行後の取組を含めた一連の基本的行程については、別添【資料1：移行取組・進捗の目安となる項目（段階別）一覧表】を参照してください。

(1) 協議会の準備

市町村は、所管する小中学校の児童・生徒数の推移、学校部活動への入部状況や民間クラブへの加入状況、地域のスポーツ・文化芸術団体の状況などをもとに、協議会の議題やメンバーを検討します。

(2) 協議会の設置

協議会は、地域が目指すスポーツ・文化芸術環境について検討し、地域クラブをとりまとめる運営団体の選定や設立を行います。運営団体の設立後も当該団体の取組状況を把握し、適正な地域クラブ活動を保障するために指導・助言を行います。

ア 構成

市町村は、地元の関係者に対して、新たな地域クラブの趣旨や必要性について理解を得ながら、協議会のメンバーとしての参画を依頼します。依頼先は、図9のイメージ例に掲げた団体などが考えられます。

イ 市町村コーディネーター

学校、市町村教育委員会、スポーツ・文化芸術団体、地域の関係者等をつなぐ役割を担うため、市町村コーディネーターの配置が考えられます。コーディネーター役には退職校長など学校部活動に精通し、かつ、地域関係者との幅広い関わりを経験している人材が適しているとされています。

ウ 対象エリアの決定

市町村や協議会は、児童・生徒数の現状や見通し、指導者の確保や会場への移動距離等の地域の実情を考慮するとともに、生徒等のニーズを把握しながら、新たな地域クラブが目指す姿や環境整備の方法について検討し、協議会において対象エリアを決定します。

エ 運営団体の決定

市町村や協議会は、対象のエリアや市町村内での分割実施、広域での連携実施等地域の実情を踏まえて運営団体を選定・設立します。

オ 地域クラブ活動へ移行後の役割

市町村や協議会は、運営団体の取組状況を把握するとともに、地域クラブ活動への移行後は、適正な活動を保障するため、指導・助言を行います。また、地域のスポーツ・文化芸術活動の充実について検討します。

(3) ニーズ・課題の把握

市町村や協議会は、学校部活動に入っていない生徒や児童の保護者、地域住民等も含め、アンケート調査等により、新たな地域クラブ活動について、学校部活動にはない種目等やレクリエーション等を含めたニーズや課題の把握に努めます。

(4) 推進計画等の作成

市町村や協議会は、生徒・保護者や学校はもとより、スポーツ・文化芸術団体等の関係者や住民の理解と協力が得られるよう、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対して見込まれる効果、地域クラブ活動への移行のスケジュール等を盛り込んだ推進計画等を作成します。

(5) 情報発信

県は、学校部活動の地域クラブ活動への移行等に関する実践・実証事業等の成果や県の協議会での協議事項について、市町村担当者会議やホームページ等を通じて情報提供を図ります。

市町村や協議会は、ニーズや課題についてのアンケート調査の結果や協議会での検討状況などについて、ホームページ等で公開することが望まれます。

(6) 運営団体の選定・設立

ア 実情に合わせた選定・設立

市町村や協議会は、地域の実情に応じ運営団体を選定・設立します。例えば、市町村等が運営団体となる市町村等主導型（図9の例1）、一つの関係団体が運営団体となる単独型（図9の例2）、複数の運営団体が連携し、業務を分担する集合型（図9の例3）などが考えられます。発足時には例1から始め、後に例2に移行する等、段階的に進めることも考えられます。既存の団体がある場合は当該団体と協議の上で決定し、既存の団体がいない場合や既存の団体に決定できない場合は、新規に運営団体を設立するか、その支援をします。

イ 運営団体の構成

運営団体は市町村、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校ごとの地域学校協働本部（コミュニティ・スクール）、保護者会、同窓会等多様な団体等（図9参照）から構成されます。ただし、これらの団体等をすべて網羅する必要はありません。

ウ 事務局員

運営団体には、実施主体を取りまとめる役割があるため、事務局員を配置します。事務局員は、団体の活動に必要な会計処理や運営委員会の計画、指導者の月間計画を基にした活動時間、活動場所の調整等を担います。

エ 法人格の取得

運営団体がスポーツ安全協会等のスポーツ・文化法人責任保険（法人の賠償責任保険）に加入する場合、法人であることが加入条件になります。また、団体への社会的信用を得るためにも法人格を取得することが望ましいと考えます。

(7) 実施主体の決定

運営団体は、市町村や協議会の助言等により、地域クラブ活動で活動種目ごとに指導する団体又は個人を実施主体として決定します。例えば、生徒を指導する実施主体である総合型地域クラブが地域クラブを運営する場合のように、運営団体と実施主体が同一団体であることもあります。

(8) 直ちに体制を整備することが困難な場合

直ちに運営団体の体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点方式による合同部活動も導入しながら、市町村教育委員会や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えら

れます。

3 運営団体・実施主体の運営と留意事項

(1) 適切な運営体制の構築

① 運営方針等の決定

ア 規約の策定・公表

運営団体は、あらかじめ生徒が自分のニーズに合った活動を選択できるよう、また生徒や保護者の理解を得るため、クラブ規約を策定し、公表します。規約には、①総則（クラブの名称と所在地）、②目的、③実施種目、④会員（資格、手続き、会費など）、⑤役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務など）、⑥会議（総会や運営委員会などの運営組織とその役割）、⑦会計（会計年度、会計の原則、資金の管理など）、⑧規約の改定、⑨クラブの解散、⑩附則（施行日など）を定めます。

イ 運営方針の策定・公表

運営団体は、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定し、クラブの「規約」に基づいた活動の方向性を公表します。運営方針には、「活動目標」、「目指す生徒像」、「育てたい力」、「指導方針」、「活動時間」、「休養」等を明示します。

なお、活動回数、活動時間等については、新指針を踏まえ、地域が持つ資源（人材、施設等）とニーズ・課題把握の結果等を総合的に勘案して決定します。

② 活動のマネジメント

ア 活動計画・実績報告の作成・公表

運営団体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）をホームページ等により公表します。

イ 会費設定と適切な会計処理

運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な設定に努めます。

また、公正かつ適切な会計処理を行うことはもとより、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を行います。

ウ 活動場所の確保

運営団体・実施主体は、新たな地域クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設に加え、地域の中学校をはじめ小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設の活用も検討します。

県及び市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等が学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりについて検討します。

エ 生徒の移動

市町村は、スクールバスの活用や地域の公共交通機関との連携など、生徒が新た

な地域クラブ活動に参加するための移動支援について検討します。

県は、先進事例や実証事業を検証し、支援の在り方について研究します。

オ 団体や大会等への登録

運営団体・実施主体は、団体・大会等への登録に際しては保護者に説明し、事前に理解を得ます。また、生徒が大会等に参加する場合は、大会等の資格要件等を十分に確認し、登録や登録費の納入が学校部活動と重複しないようにします。

中体連等が主催する大会をはじめ様々な大会等については、クラブ単位での参加が認められていますが、種目により参加要件等が異なる場合があるため、運営団体は、事前に確認します。なお、新たな地域クラブが大会等に参加する場合は、大会等の主催者の求めに応じ、運営団体・実施主体の関係者が役員・審判などとして大会運営に協力します。

カ 保険への加入

運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等が安心して地域クラブ活動に参加・指導できるよう、自身のケガ等や参加者にケガを負わせた場合に備え、スポーツ安全保険などへの加入を義務付けます（保険の適用範囲については、活動場所への移動中や保護者による送迎中の事故等にも適用されるものが望ましい）。

また、運営団体・実施主体は、その活動中に発生した事故による高額な損害賠償に対応できるよう、例えばスポーツ・文化法人責任保険などへの加入を検討します。

キ 事故・トラブル発生時の対応

運営団体・実施主体は、地域クラブ活動において事故が発生した場合、救急要請や保護者への連絡などを行い、適切かつ速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。

また、生徒間でトラブルが発生した場合、参加者からの聞き取り等により状況を把握し、現状と今後の対応等について保護者へ連絡するなど速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。保護者は、必要に応じて学校と情報を共有します。

ク 活動の充実

運営団体は、競技・大会志向に特化した特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動などについて、複数の活動を同時に体験することも想定しながら、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保します。また、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるように努めます。

さらに、参加者及び保護者に対するアンケート調査等を適宜実施し、運営改善を

図ります。

③ 参加者のマネジメント

ア 生徒の募集

運営団体は、地域クラブの運営方針や会費、活動内容や活動時間などを明記したチラシやホームページ等により、生徒を募集します。また、中学校の入学説明会等でクラブの活動について説明し、会員を募集することも考えられます。

イ 生徒の安全管理

運営団体・実施主体は、観察やコミュニケーション等により参加者の体調を把握し、生徒の体調に配慮した活動を心掛けます。また、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値をもとに、生徒の体調管理を最優先した活動に努めます。

④ 指導者のマネジメント

ア 指導者の任用(解任)

運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の指導者を任用し、市町村や協議会が指導・監督することが望ましいと考えます。そのため、任用(解任)責任は運営団体・実施主体にあり、市町村や協議会が相談窓口となることについて生徒・保護者に周知します。

イ 指導者の従事時間の管理と報酬等の支払い

運営団体は、指導計画をもとに指導者のシフトを作成し管理します。また、指導者の報告等により従事時間を正確に把握し、報酬等を適正に支払います。

ウ 指導者の資質の向上

市町村や運営団体は、指導者の知識や指導方法をアップデートし、資質の向上を図るため、自ら研修会を開催したり、指導者を対象として開催される外部の研修会への参加を促したりします。

また、県は、体罰・ハラスメント根絶や指導法など指導者を対象とした研修会を開催したり、動画コンテンツを作成したりします。

⑤ 健全な運営管理のためのガバナンスコードの策定・公表

運営団体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るため、適正なガバナンスを確保するとともに、その状況に関する情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性を確保します。その際、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」(令和元年8月スポーツ庁策定、令和5年11月改定)に照らして、自らのガバナンスの現況について確認するとともに、ホームページなどで公表するよう努めます。

⑥ 活動の周知に係る広報活動

ア 地域クラブ活動への移行についての広報

県や市町村は、地域クラブ活動への移行について、生徒・保護者・学校・関係団体・地域住民等に情報を発信します。また、県は市町村の説明会等に協力します。

イ 活動やイベントの広報

県や市町村は、生徒が主体的に取り組む活動機会を選択できるように、地域クラブの活動やイベント、体験会等について紹介するなど、生徒・保護者への情報提供に

努めます。

⑦ 地域、学校、関係団体等との連携

運営団体・実施主体は、活動場所や指導者の確保を含む諸課題の解決へ向け、協議会に積極的に参画し、地域、学校、関係団体等と緊密に情報共有や連絡調整を行います。

(2) 適切な指導体制の構築

① 指導者に求められる資質

ア 指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や能力の修得に努めることが求められます。

イ 指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、指導者資格を有していることが望まれます。資格が無い場合でも、研修等により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

ウ 指導者は、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、生徒の安全を確保することや、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められます。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意します。

エ 指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく速やかに対処します。

② 指導者の質の担保

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

イ スポーツ団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、公益財団法人日本スポーツ協会等の相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討します。

【地域文化芸術クラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において指導者を確保し、専門性や資質・能力を育成します。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を

進めます。

- イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意します。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進めます。

③ 適切な指導の実施

- ア 運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。県及び市町村は、適宜、指導助言を行います。
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養の設定、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。また、専門的知見を有する教員等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得します。

④ 指導者の量の確保

- ア 運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者、退職教員、兼職兼業を希望する教員等（地方行政職員を含む。以下同じ。）、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保します。
- イ 市町村は、域内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めます。県は、指導者を紹介する既存の人材バンク（例：公益財団法人長野県スポーツ協会のながのスポーツ人材バンク）の充実を働き掛けるとともに、指導者リストを作成するなど、運営団体・実施主体の指導者確保に協力します。市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意します。
- ウ 県教育委員会、市町村及び運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制整備に努めます。

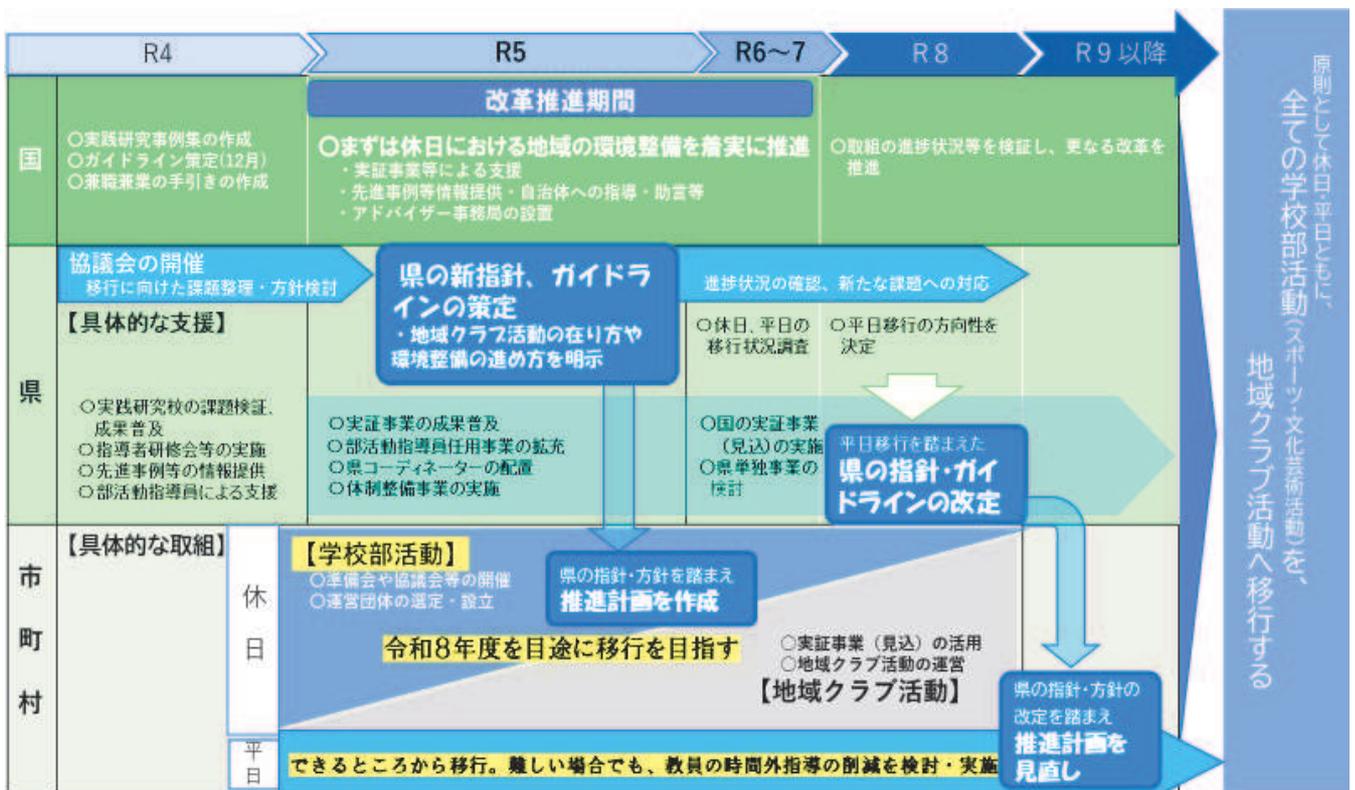
⑤ 教員等の兼職兼業

- ア サービスを監督する教育委員会は、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（令和5年2月文部科学省策定。以下「国の手引き」という。）等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行います。
- イ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への

- 配慮などの観点についての校長の事前確認等を参考に、検討して許可します。
- ウ 教員等が兼職兼業での指導する際、継続的・安定的な指導を行うためには、居住地において指導することが望ましいと考えます。
- エ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、国の手引きを参考にするとともに「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月厚生労働省策定、令和2年9月改定）も参照し、運営団体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めます。

4 新たな地域クラブ活動の推進スケジュール

〔図10：新たな地域クラブ活動への移行に向けた推進スケジュール〕



原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）を、地域クラブ活動に移行します。まずは、休日の学校部活動について令和8年度末を目途に新たな地域クラブ活動に移行します。

国は令和7年度までを改革推進期間とし、移行の達成時期は一律に定めませんでした。しかしながら、新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に地域差が生じると、子どもの体験格差や教職員の労働条件格差につながるため、県として移行の目途を設定することとしました。

本県は、

- ①市町村数が多く都市部、山間部など地域ごとに部活動を取り巻く状況が大きく異なること
- ②生徒数の減少により、複数の市町村が連携して環境整備を進める形が数多く想定され、新たな地域クラブ活動の設立に時間を要すること

③特に文化芸術活動においては、関係団体数の地域差が大きく指導者の確保等に時間を要すると考えられること

などから、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します。

平日はできるところから移行を進め、移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。

県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示します。

○ おわりに

令和4年(2022年)12月の国のガイドラインにより、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方が示されました。そこでは、県及び市町村は、関係者からなる協議会を設置すること、アンケート調査などを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討すること、推進計画の策定により、関係者に対し環境整備の方針や取組の内容、スケジュール等について周知し、理解と協力が得られるよう取組むことが示されています。

そのため、本県においてはスポーツ・文化芸術団体、学校関係者、市町村関係者、有識者等からなる県の協議会を設置し、地域クラブ活動の環境整備に向けた課題と対応策、県の方向性などについて協議を行ってきました（県の協議会資料等はHP (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/chiikiikou.html>) に掲載）。

また、小中学生とその保護者、教員に対してアンケート調査を実施し、学校部活動の継承すべき点や地域クラブ活動へのニーズを始め、多角的な視点で回答を得ました。さらにスポーツ・文化芸術団体、教育関係団体、市町村などからの意見を踏まえ、本県が目指す地域クラブ活動の姿を示しました。

また、地域の実情に応じて、円滑に地域クラブ活動への移行が進められるよう、関係各所からの意見や実践研究・先進事例等を元に、移行を進める際のポイントや手順、留意事項等を踏まえ、本ガイドラインを策定しました。

市町村においては、本ガイドラインを踏まえて、市町村の実情に合った推進計画等を作成し、学校部活動の地域クラブ活動への移行及び地域クラブ活動の環境整備を進めることが望ましいと考えます。

本県のスポーツ振興において、令和5年(2023年)3月に「第3次長野県スポーツ推進計画～スポーツの力で切り拓く長野県の未来～」を策定し、基本目標の第一番目に「子どもの運動・スポーツ機会の充実」を掲げています。本ガイドラインは、その具体的施策である公立中学校等における学校部活動の地域クラブ活動への移行に向け、①学校、市町村、地域のスポーツクラブ等との連携・協働による地域を拠点としたスポーツ環境づくり②地域のスポーツクラブ、競技団体等の指導者の確保・質の向上などの取組の一翼を担うものです。

他方、令和 10 年（2028 年）には、「スポーツを通じた元気な長野県づくり」のコンセプトのもと、本県で第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会が開催され、県内各地で各種競技が実施されます。

現在、中学生期にある生徒や小学生が主役となる大会となるため、競技力を向上させたい生徒にとっても自己実現ができるような環境づくりが不可欠です。さらに、大会終了後も「するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」等、様々な形でスポーツへのかかわりが継続的となり、豊かな人生につなげるため、本ガイドラインが、その推進力となることを期待します。

文化芸術において本県は、平成 27 年度（2015 年度）を「文化振興元年」と位置付けて「長野県文化振興基金」を造成し、平成 30 年（2018 年）3 月には本県初の文化芸術分野の個別計画として、「長野県文化芸術振興計画」を策定しました。そして、令和 5 年（2023 年）3 月に、不確実性や不透明性が増していく現代において、文化芸術を高めその力で誰もが心豊かに暮らす社会を実現できるよう、第 1 次（平成 30 年度～令和 4 年度）の取組結果や本県の特性を踏まえ、今後 5 年間の県の文化芸術振興の基本目標や施策の方向性等を定めました。

その中で、同計画は、近時の動向に合わせて、中学校部活動の移行についても主な施策として取り上げています。すなわち、「第 6 施策の展開」中で、「2 文化芸術があらゆる分野に根つき生かされている」として 4 項目の「主な取組」を示し、そのひとつに「学校部活動の地域移行と文化芸術振興の連携」を掲げています。本ガイドラインは、この取組の一環としても位置付けられ、本ガイドラインによって、中学生期の子どもたちや地域の文化芸術の振興が図られることを期待します。

資料

【資料1：移行取組・進度の目安となる項目(段階別)一覧表】

本一覧(表1～5)は、学校部活動を新たな地域クラブ活動への移行を円滑に推進するため、これまでの実例等を踏まえて、各段階における取組の手順と内容を示したものです。

地域の実情によっては、順序が変わったり、進め方によっては不要になったり、新たな項目の追加が必要なことも考えられますので、ひとつの目安としてご活用ください。

〔表1：始動段階における取組項目〕

区 分	内 容 等
考えられる利害関係者にヒアリング(地域の理解)	・ヒアリングの対象者は地域の実情によるが、市町村教育委員会が中心となって行うことが円滑に進むと予測
準備会の開催	・最初から協議会の形での立ち上げが難しいのであれば、前段階として、準備会を開催
協議会の設置・開催、整備(関係団体との合意形成)	・運営団体や実施主体を検討するだけでなく、地域のスポーツ・文化芸術環境づくりの方向性を継続的に検討。定期的開催が望ましい。 ・必要に応じて、設置要綱等(目的、構成員等)の策定
事前(随時)の情報発信	・保護者会開催等 ・地域クラブ活動への移行に関する理解が得られるようできるだけ早く情報を発信。例：市町村広報、公民館報、まちづくり協議会だより、小・中学校だより(通信)等の広報紙、HP掲載、動画配信
ニーズ・課題の把握	・部活動に入っていない生徒、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケートの実施。現在部活動にはない種目等やレクリエーション志向の活動等のニーズも把握。広域エリアでの展開を考える市町村にあっては、エリア全域で一括実施 ・複数競技体験会の開催は生徒の選択肢を広げる
推進計画の策定	・市町村教育委員会やスポーツ・文化芸術振興担当部署等が策定(できるだけ早期に) ※協議会の設置・整備等と前後することもある
採用するプラン(タイプ)の決定(暫定的⇒確定) ※モデルタイプにこだわる必要はありません	・協議会でその地域に適したプラン(タイプ)を決定 ＜プラン(タイプ)の例＞ 学校区単独型(地域住民との連携)、地域団体連携型(地域団体中心)、任意団体設立型(複数の町村教育委員会で設立)など ※広域的な取組の試み検討：単独から広域連携への模索
運営団体の設立・運営	・規約、運営方針や運営方法等の決定 ・運営団体の代表者の決定 ・運営事務担当者(職員)の配置、クラブ運営等
クラブ運営方針・運営方	＜クラブ運営方針等の内容例＞

法の策定・決定公表	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の目標／育てたいクラブ加入者像／向上させたい力／具体的な手立て／活動時間／休養等
運営団体にコーディネーター（役）の配置・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者のコーディネート ・市町村、運営団体、地域、学校、競技団体、関係団体等との調整 ・県総括コーディネーターとの連携
財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・会費の設定 ・適切な会計処理と公表
実施主体の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体、総合型地域スポーツクラブ等に協力依頼 ・実施主体に対する法人格（一般社団法人、NPO 法人）取得支援 <p>※実施主体が運営団体を兼ねることもある</p>
活動種目に関する実施要項の作成（当面は一部実施種目）	<ul style="list-style-type: none"> ・活動種目に関する実施要項の作成。募集案内などに活用 ・実施要項：活動の名称（学校の部活動と区別ができるよう活動の名称を工夫）、活動の開始時期、活動する種目等の決定、休養日と活動時間の設定、参加者の募集・受付等
活動種目展開に係る費用負担の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・考えられる運営費用：指導者への報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動にかかる費用、運営団体・実施主体の事務費用等
生徒・保護者への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会の開催等による移行への理解促進 ・費用負担に関する意識の醸成：事例の紹介、広報・啓発活動適宜開催が望ましい
地域人材の把握 （当初実施予定種目：地域全体の指導者の把握）	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人材のリストアップ 市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化芸術団体の指導者等 兼職兼業を希望する教員等 ・市町村レベルの登録リストの作成
指導者の量・質の確保 （当面は一部実施種目、逐次確保）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会による人材（指導者）の確保 地域指導者の掘り起こしと登録 ・地域で指導を希望する公立学校の現職教員の兼職兼業の許可（規定や運用の改善も）、退職教員等への声掛け ・教員以外の公務員の営利企業等従事の許可（地方公務員法 38 条）の検討 ※一般行政職公務員に地域貢献活動での営利企業従事制限等の許可を認める市町村にあつては当該公務員の許可（規定や運用の改善も） 例：長野県（都道府県レベル初。2 例目は福井県。スキーのインストラクター）、塩尻市、千曲市。他県の市町村：笠間市（茨城県） ・各種研修会、指導者資格認定制度の活用 ・指導対象生徒、指導内容等によっては、指導者の当該種目の高度な技術がさほど求められない場合や段階もあり（安全確保、指導者倫理は

	<p>必須) 柔軟な対応が望まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員以外の指導者については、体罰・ハラスメント根絶等のコンプライアンスに係る研修会を実施 ・ 指導者資格取得補助（指導者への費用負担の援助） ・ 地域の企業との連携（当初から段階的に拡張） 地域に企業や文化芸術団体がある場合は連携して指導者確保 例えば地元企業に早退制度（例：週1～2回、平日の部活指導のための早い時刻での退勤を許可）の創設を依頼 地元企業に「副業」許可（特に土日曜の中学生指導）を依頼 ・ 大学等との連携（当初から段階的に拡張） 大学については、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集等により、指導者育成への協力。有償ボランティア等を依頼 ・ 高等学校と連携し、高校生との合同練習 ・ 民間事業者との連携（当初から段階的に拡張） スポーツクラブ、文化クラブ、人材派遣会社等との連携 ・ 近隣市町村との連携（当初から段階的に拡張） 近隣市町村と連携し、単独の市町村では実施できない種目等の実施（広域化） ・ 求人募集 マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等 ・ ICTを活用した遠隔指導体制の整備 遠方の指導者からの指導が受けられるようにICT環境等を整備
<p>地域人材の把握 （当初実施予定種目：地域全体の指導者の把握）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な人材のリストアップ 市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者等 兼職兼業を希望する教員等 ・ 市町村レベルの登録リストの作成
<p>スポーツ・文化芸術の活動場所(施設)の確保(当面は一部実施種目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設：公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設、地域団体（例：町内会・自治会）・民間事業者等が有する施設、地域の中学校、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校施設 ・ 学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営の促進 ・ 地域クラブ活動を行う団体等について学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、減免措置や低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりについて検討する ・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）、「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）を参考にした取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の活用：企業の福利厚生施設（節税対策での民間施設開放等） ・近隣大学等の施設の活用（大学との連携）
実証事業や体制整備事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担の軽減：補助事業等の活用や独自事業の検討
補助事業（見込み）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担の軽減：補助事業等の活用や独自事業の検討

〔表2：運営団体・実施団体の活動本格化・運営に係る取組項目〕

区 分	内 容 等
ガバナンスコードの策定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」（令和元年8月スポーツ庁策定）を当該運営団体内部に周知。実施主体へも同様に遵守を求める <p>※独自のガバナンスコードの追加も地域の実情を考慮して検討</p>
活動上のマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の作成 ・活動実績報告の作成 ・施設の確保 ・送迎バス等の運行 ・大会等の参加手続き ・保険手続き ・著作権等の手続き ・事故・トラブル発生時の対応 医療関係者への協力依頼（緊急事態への対応、練習方法等に係るアドバイス等）トラブルや事故への対応 ・事故等に備えた保険の対応確認 ・必要に応じて指導者個人でも加入するようにアドバイス ・生徒への保険加入の案内 ・事故防止・リスクマネジメント講習会の実施（長野県：AED操作、熱中症、落雷事故回避等）等
指導者に係るマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の確保 ・従事時間管理 ・報酬支払い等
参加者のマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・出欠管理、安全管理、参加費徴収等
相談窓口の設置・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会、運営団体等は、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する相談窓口を設置します。設置した場合は、生徒、保護者らに周知

〔表3：随時・並行的検討事項〕

区 分	内 容 等
恒常的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の周知に係る広報活動

	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信
関係機関・団体等間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・運営団体・実施団体と市町村との連携
取組状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・運営団体・実施主体の取組状況の把握
大会・コンクール等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者への要請、支援の在り方の見直し
県への相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ課学校体育係、県総括コーディネーターへの相談等
対生徒・保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の移動手段に問題はないか確認。生徒の移動負担の軽減。公共交通・スクールバスの活用、スクールバス、市町村バス、福祉バス等の活用の検討（送迎支援） ・参加者の費用負担の支援等
財源・負担	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な運営に向けた財源の確保 寄附金を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税活用の検討 ・実証事業や体制整備事業の活用 ・補助事業の活用
その他全般	<ul style="list-style-type: none"> ・平日も含めた取り組みを視野に入れつつ休日分を実施 ・情報の公開・発信 信頼性の確保、部活地域移行への理解促進 市町村 HP、地元の中学校・小学校だよりへの掲載
地域クラブ活動開始に当たり学校に望まれること (※学校現場の対応を取り上げました)	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の関連 学校部活動と地域クラブ活動との情報共有体制の構築 ・地域クラブ活動と学校との連携 ・地域クラブ活動への教職員の関わり 兼職兼業制度の周知と活用しやすい環境の整備（教員の働き方改善） ・学校施設の開放・管理 学校施設の管理体制の整備 学校施設の活用等

〔表4:検証・評価・改善〕

区 分	内 容 等
検証・評価・改善	<p>適切な時期に検証・評価を実施</p> <p>(1) アンケート、ヒアリング等の実施 生徒、保護者の満足度</p> <p>(2) 市町村の自己（内部）評価</p> <p>(3) 評価指針（目安）：地域クラブ活動への移行前後の比較（増減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の満足度 ・教員の部活動従事時間数 ・休日の部活動における教員の従事機会（日）数等

【資料2: 学校部活動から地域クラブ活動への移行に係る Q&A】

〈質問1〉

Q：外部団体との協議を行う予定がありません。協議会は必ず開催しなければいけませんか？

A：外部団体との協議の場には、地域クラブ活動を運営、実施していくための方向性や方針、体制づくり等について決定し、準備していく役割があります。運営団体が決まった後も取り組み状況を把握し、適正な地域クラブ活動を保障するために指導・助言を行ったり、生徒のニーズに応じた活動の選択肢の充実に取り組んだりするため、地域のスポーツ・文化芸術環境について検討する協議会の設置が望ましいと考えます。
地域の生徒数やクラブ数の規模から、協議する場を開くことなく検討が進んでいる場合や協議会の役割を担う既存の組織がある場合には、必ずしも必要というわけではありません。現段階で、動き出しに見通しが持っていない場合には、II 2 を参考に、外部の関係者を集めた話し合いを行ってください。また、相談窓口として県の総括コーディネーターを設置しておりますのでお気軽にご相談ください。

〈質問2〉

Q：地域クラブ活動では、どの地域でも、多くのニーズに応えられるたくさんの種目や活動を実施しなければいけませんか？

A：今後、さらに生徒数の減少が見込まれるため、生徒数の少ないエリアで生徒数の多いエリアと同程度の種目や活動を実施することは、参加者の分割を招き、どの種目や活動も満足に行うことができない結果となりかねません。まずは中学校の部活にある活動からスタートし、段階的に地域の小学生期の活動、社会人の活動等を参考に、生徒のニーズや地域の資源に応じたクラブを立ち上げることが考えられます。

指導者確保が見通せた部活や、小学生期の活動を中学生まで延長してくれるクラブ等から試行し、段階的に広げていくことも考えられます。

〈質問3〉

Q：運営団体が法人格を取得することのメリットは何ですか？

A：運営団体が法人格を取得すると、関係法律の規制を受けるという制約が生じます。例えば、NPO 法人化すると特定非営利活動促進法の適用を受け、会計処理等で制約を受けます。しかし、法人格を取得すると権利の主体となることができ、法人名義での契約、団体名義（●●●クラブ）での登記が可能になります（法人格が無い場合は、代表者又は構成員名で登記）。団体名で行うことにより団体をめぐる権利関係が明確となり、代表者の精神的負担（例えば団体に係る損害賠償責任の追及先は法人である団体）は軽くなります。また、法人化により、所定の手続きを経て公的に設立を認められ、責任の所在が明確ということで社会的信用が増します。運営団体が主催するイベントで事故が発生し、法的責任（損害賠償）を問われるような場合の保険である「スポーツ・文化法人責任保険」は法人であることが前提（非法人は加入不可）とされています。NPO 法人がよいか、一般社団法人

にするかは、そのメリットデメリットを考慮して判断します。

法人格を取得するためには、費用が発生するため、市町村教育委員会等の支援が望まれます。

〈質問4〉

Q： 地域クラブ活動の参加者から会費を徴収する必要はありますか？

A： 指導者が有償で指導することは、持続可能な運営体制を構築する上で必要です。事務局員の有無や指導者数・活動時間等によっても異なりますが、最終的に会費の徴収は必要になると考えます。

なお、国の委託事業を希望する場合においても、自己財源を入れて、自走できる運営体制の構築を目指していくことが求められています。行政支援（地域全体での負担）、企業からの補助等と合わせて、会費の必要性を含め、財源の確保についてご検討ください。